

平成29年3月定例会  
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	平成29年 3月 2日 (木)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	平成29年 3月 2日 (木) 午前 9時01分
散 会 日 時	平成29年 3月 2日 (木) 午後 4時51分
委 員 長	野本 恵司
委員会出席議員	
委 員 長	野本 恵司
副 委 員 長	矢島 洋文
委 員	加藤 久子      竹田 悦子      田中 克美 潮田 幸子      芝寄 和好
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

## 議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 8 号	鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 9 号	鴻巣市保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 10 号	鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例	原案可決
第 14 号	平成 28 年度鴻巣市一般会計補正予算 (第 5 号)	原案可決
第 15 号	平成 28 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	原案可決
第 18 号	平成 28 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
第 20 号	平成 29 年度鴻巣市一般会計予算	原案可決
第 21 号	平成 29 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第 23 号	平成 29 年度鴻巣市介護保険特別会計予算	原案可決
第 26 号	平成 29 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(福祉こども部)

福祉こども部長	瀬山 久江
福祉こども部副部長	吉田 隆一
福祉部参事兼福祉課長	春山 一雄
こども未来課長	岩間 則夫
保育課長	永野 和美
保育課副参事	佐々木晴美

(健康づくり部)

健康づくり部長	根岸 孝行
健康づくり部副部長	小沢 信吉
健康づくり部参事兼長寿いきがい課長	
	高木 啓一
健康づくり課長	齊藤 隆志
健康づくり課副参事	清水 恵子
スポーツ健康課長	細野 兼弘
国民年金課長	関根 則男

(教育総務部)

教育総務部長	田中 潔
教育総務部副部長兼教育総務課長	
	村田 弘一
教育総務課副参事	川畷 利徳
生涯学習課長	岡田 和弘

(学校教育部)

学校教育部長	牧田 卓司
学校教育部副部長兼学務課長	
	服部 幸司
学務課副参事	大島 進
学校支援課長	池澤 道弘
学校支援課副参事	高野 葉子
中学校給食センター所長	大島 幸子
教育支援センター所長	松本笑美子

吹上支所副支所長	新井 巳代子
川里支所副支所長	松村 洋充

書記 篠原 亮  
藤平 美由紀

(開会 午前9時01分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。

竹田悦子委員と田中克美委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第8号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例、議案第9号 鴻巣市保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第10号 鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例、議案第14号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分、議案第15号 平成28年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議案第18号 平成28年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第20号 平成29年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議案第21号 平成29年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算、議案第23号 平成29年度鴻巣市介護保険特別会計予算、議案第26号 平成29年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算の議案10件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りします。初めに、議案第8号から議案第14号の一般会計補正予算までについて、議案番号順に審査を行います。次に、議案第20号の平成29年度一般会計予算について審査を行います。次に、健康づくり部に係る議案第15号及び議案第18号の特別会計補正予算、議案第21号、議案第23号及び議案第26号の特別会計予算について、議案番号順に審査を行います。審査は全て執行部の説明の後、質疑、討論、採決の順序で進めたいと思います。また、質疑については質疑する内容について整理をしていただき、議案第14号及び第20号については予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。委員の皆様には円滑な議事の進行にご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

この方法で異議はありますか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 0 5 分)



(開議 午前 9 時 0 6 分)

(委員長) それでは、再開いたします。

初めに、議案第 8 号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(こども未来課長) おはようございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議案第 8 号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。これは、児童福祉法の一部が改正され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係する 4 条例を改正するものです。

第 1 条の鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正、第 2 条の鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正、第 3 条の鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例の一部改正では、児童福祉法の里親を定義する条項番号が改められたことにより、各条例において児童福祉法を引用する部分の条項番号を改正するものです。第 4 条の鴻巣市特定教育保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部改正では、児童福祉法で規定する情緒障害児短期治療施設の名称が児童心理治療施設に改められたことから、関係するところを改正するものです。施行日につきましては、児童福祉法の一部改正の施行日に合わせまして、平成 29 年 4 月 1 日でございます。

以上でございます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(田中) ただいまのご説明ですと、1 条、2 条、3 条は里親のところの

条項を変えたというだけで、4条は名称を情緒障害児短期治療施設通所部というのを児童心理治療施設通所部に改めるというだけのことで主な説明だったのですけれども、全体的に変わる内容があるのかどうかというのをお聞きいたします。

(こども未来課長) 全体的には児童福祉法のほうで里親を定義している条項、条が第6条の4になるのですけれども、そこのところは改正前では里親を定義する中で2つの項で定義をしておいたのですけれども、それを1つの項として、その項の中でその項を号に分けまして、養育里親に加えて新たに養子縁組里親を定義したわけですから。ですので、里親に関するものが2つの項に分かれていて、それを1つの項に……2つの項を整理して1つの項にしたということで、うちのほうの条例のそれぞれの引用する条項番号が変わったということになりますので、これを変えたからといって、例えば受給者の方に影響があるですとか、そういったことはございません。

(潮田) 市内にはこの小規模住居型児童養育事業のファミリーホームというのはないかと思うのですけれども、熊谷の児童養護施設に伺ったときには、鴻巣からもお子さんがいるというふうに聞きました。現在市が把握している小規模住居型児童養育事業でお世話になっている児童がどのくらいいるのかという点と、里親には養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親がありますけれども、市内で里親を必要とするお子さんの数と、あと登録里親数、また実際里親のもとで暮らしている児童がどのくらいいるのかが2点目です。

もう一点は、今回のこの改定によると、これは条項の整理というか、表現が違うだけですから内容的には変わらないのですけれども、それぞれこの3つの、ひとり親にしても、子どもの医療費にしても、重度心身障害者医療にしても、このことでこの条文のものと条文を見ると、経済的援助、生育医療についてのところでしたか、要はこれが「前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない」という表現になっているので、このお子さんたち、里子さんにはどのような経済支援があるのか確認したいと思います。

(委員長) 潮田委員、一問一答でいいので。よく整理されているのだけれども、お願いしたいと思います。

(潮田) 済みません。では、最初のファミリーホームの現在市が把握している小規模住居型児童養育事業でお世話になっている児童はどのくらいいるのでしょうか。

(こども未来課長) まず、ファミリーホームというのは、平成20年の児童福祉法の改正によりまして小規模住居型児童養育事業として全国的に実施されたものでございます。里親のうち、多人数を養育するものを事業形態として、……措置費を交付できる制度としているところです。事業という文言ではありますけれども、あくまでも養育者の家庭の中で5人から6人の子どもを預かりまして、子ども同士の相互の交流を生かしながら基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、将来自立した生活を営むために必要な知識、経験を得ることに主要な目的を有するという施設ということになっております。

(潮田) 児童が何人いるのか。

(こども未来課長) 児童の人数につきましては、ちょっとこちらのほうでは把握しておりません。管轄が児童相談所のほうになります。県のほうになりますので、市のほうではちょっと把握ができない状況です。

(潮田) そうすると、これは児相のほうで、こっちのファミリーホームのはそうですけれども、里親及び里子さんのほうの把握も児相になってしまって、自治体では把握していないということになるのでしょうか。

(こども未来課長) 里親のほうの登録につきましては、市町村に対して里親で登録されましたという通知も来ます。その中で、平成29年2月15日現在なのですけれども、里親の登録としましては11組の里親が登録をされているという状況です。受託児童といいますか、子どもにつきましては6名の方が今のところ委託をされているという状況になっております。

(潮田) 里親となった場合の経済的支援のほうを教えてください。

(こども未来課長) 経済的な支援としましては、まず主に医療費になりますけれども、こちらにつきましては一応措置ということになりますの

で、県のほうで全て実費に係る分につきましては公費負担ということになっております。それ以外でも里親手当ですとか、小学校、中学校、それぞれ入学するに当たっていろんなものが必要になってまいります。そういったものにつきましても、実費ですとか、月額で定められた金額ですとか、そういったものが措置費として県のほうから里親のほうに支払われるというような形になっていると思います。

（潮田）今その金額とかはわかりますか。要は里親を国としても進めているけれども、お子さんを預かるに当たっての経済的不安はなくて預かることができるのか、それ以前にもっと心理的な問題でなかなか里親が進まないというのがあるとは思うのですけれども、経済的には何の心配もなく里親事業は受けることができるというふうになっているのでしょうか。

（こども未来課長）里親関係の諸費ということで、措置費の中で、例えば里親手当、これは養育里親と専門里親等とで金額が違ってくるのですけれども、例えば養育里親のほうですと、1人目ということで月額7万2,000円、それから2人目以降になりますと月額3万6,000円、それから専門里親のほうになりますと、1人目が12万3,000円、それから2人目以降になりますと8万7,000円ということになっております。また、一般生活費としまして、乳児、1歳に達した月までになりますけれども、月額5万6,830円、日額でいきますと1,869円と。乳児以外、1歳に達した月の翌月以降ということになりますけれども、月額4万9,290円、それから日額でいきますと1,621円ということになります。

それから、幼稚園とか小学校、そういったものに入りますと、それぞれ教育費ということで、教材費ですとか通学費、自転車の購入費とか、部活活動費とか、いろいろあろうかと思えますけれども、それらについては一応実費ということになっているようでございます。

（潮田）わかりました。最後のところで、児童心理治療施設という表現がありますけれども、これについてはたしか埼玉では嵐山郷だったかなというふうに思うのですけれども、鴻巣市から、通所部と入所部があると思うのですけれども、通所部のほうでお世話になっているお子さんは

いるのか。今回これ通所部の部分ですから、通所のほうで鴻巣からお世話になっているお子さんはいらっしゃるのでしょうか。

（保育課長）私どもで把握していますのは、この施設に通う兄弟が通っている保育所入所児童はいるかということになります。それですと、そういうご兄弟がいて入所している方というのは現在いらっしゃいません。

以上です。

（潮田）里親のほうでもう一個確認したかったですけれども、親族里親というのは、おじいちゃん、おばあちゃんというのは対象になれるのでしょうか。今やっぱり両親が離婚されて、おじいちゃん、おばあちゃんが養育する場合というのがあるかと思うのですけれども、この扶養の義務がどの範囲まで必要あるのか。おじとかお婆の場合はどうかというのがあるかと思うのですけれども、おじいちゃん、おばあちゃんのもとで暮らしている場合は、こういった里親の今言ったいろんな手当、経済的な支援とか医療費とかというのは対象になるものなののでしょうか。

（こども未来課長）親族里親につきましては、こちらの親族里親の定義でいきますと、祖父母などの親族が子どもを養育する里親ということになっております。ただ、その費用ですか、そういったものが親族里親のほうに支払われるかどうかというのは、確認はちょっととれておりません。

（潮田）ちょっと私の記憶では、数年前にそういうふうになったような記憶があるのですけれども、それを実際には知らない保護者もいるのかなというふうにも思っております、両親が離婚して預かっているけれども、少ない年金の中で育てているとかというのがあるかなというふうに思いますので、そこら辺がもし確認できたとしたら、逆にその周知というのはどのような形で行うのか教えていただきたいのですが。

（こども未来課長）こども未来課のほうで研修会ですとか、講座ですとか、そういった機会あるごとに要保護児童対策のほうで里親になりませんかという、こういったパンフレット等配付をさせていただきまして、里親の制度について周知のほうを図っているところでございます。

(潮田) 私が言いたかったのは、里親を自分みずから望んで里親になるという方の、そういう啓発はいいのですけれども、もう既に形として里親状態になっている祖父母の場合、そこへの周知というのが祖父母だったり、おじだったり、おばだったりとか。おじとかおばだったら結構法的なものの手続しているかもしれないのですけれども、おじいちゃん、おばあちゃんとかだと、そのまま何も手続をしていない場合があるかなというふうに思うのですが、そういったものに対しての啓発です。

(こども未来課長) この親族里親というのが、実の親が死亡ですとか行方不明ということで養育ができない場合ということになっておりますので、例えば離婚されたですとか、そういったことで養育ができないということではなく、そういった理由で親族の里親ということになっております。

(竹田) 第4条のところ、別表の2のところ、情緒障害児短期治療施設についてはおりませんというお答えでしたけれども、情緒障がい児であるということ認定するというのは非常に難しいかなと思うのです。例えば生まれながらだとか、それから知能検査したりとかする場合はあるのですけれども、情緒障害とか児童心理治療とかという、その認定するという、認定されると親たちも結構大変かなと思うのですが、この決定の仕方について。情緒障がい児という認定について。

(保育課長) 保育課のほうでは、ちょっと認定のほうは把握していないわけなのですけれども、保育料を算定するときに情緒障害児短期治療施設通所部に通っているお子さんがいるかどうかというのを保護者が提出する在園証明によって把握するというのをやっております。保育課では以上です。

(竹田) わかりました。だから、保護者がそういう、この情緒障害、今度児童心理治療施設に必要だよというふうに思うのには、保護者がそういうものだというふうに受けとめなければいけないわけでしょう。私の言っていることわかりますか。親たちがこういう子どもだということをもまず受けとめなければいけないわけだから、その子どもの成長にとって、こういう子どもだよというふうにいるいろいろ調査したりやっていく過程は

どうなっているかということをお聞きしたいのですけれども。

（福祉こども部参事兼福祉課長）児童の障がいの認定につきましては、児童相談所のほうのやはり管轄になりまして、そちらのほうにまずはご相談をいただいて、そちらで対象児童にWISC検査とか、そういった検査をやっていただいたりとかして、ご心配のある親御さんから相談あった場合についてはそちらのほう、相談所のほうをまずご相談いただくようにしております。

以上です。

（竹田）ということは、県の児童相談所で認定してくるようになると思うのだけれども、では鴻巣市の保健センターとして何かかかわっていることは、この部分ではありますか。

（健康づくり課長）特にございませぬ。

（竹田）子どもの成長とか発達というのは、判断するのは非常に難しいと思うのです。例えば今保健センターでやっているのは6カ月健診とかいろいろやっています、進んでいるところは5歳児健診という、いわゆる4歳の壁をちゃんと越えているかというところで健診して、例えば発達障害とかいろいろな部分を何か認定しているのだそうで、今度テレビでやるみたいだけれども、うちの子は発達障害ですとかアスペルガーですとかというカミングアウトしたのがテレビで放映されると思うのだけれども、そういう子どもの発達をきちっと認めながら、親として向き合えるような環境をつくっていくことって私は非常に大事なかなというふうに思っているのです。現実を受けとめて早目にやっていくという点では、例えばここに児童相談所が基本的には決定すると言われてはいますが、鴻巣の中では発達の問題、情緒障害と言われる部分も含めて5歳児健診をやるとか、そういうところまでちょっと発展できるかどうかということを確認したい。

（健康づくり課長）5歳児健診はやっております。その前に、例えば出生してしばらく、乳幼児の段階で、親御さんがうちの子はちょっと、いろんな障がいまだわからない、障がいがどういう状態かわからない障がい、ただちょっと何かあるのではないかなと不安になっているお子さ

んに対して、例えばつくしんぼ教室だとかおひさま教室とって、そういう方たちの集まりで様子を見るような、そういう教室は行っております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第8号 鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 鴻巣市保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(健康づくり課長) 続きまして、議案第9号 鴻巣市保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。これは、現在市内3カ所にあります保健センターのうち、川里保健センターを廃止するものでございます。川里保健センターにつきましては、合併後、その活用方法の見直しを行い、業務を縮小するとともに、平成20年度からは職員の配置は行っておりません。また、平成27年9月からは、本庁舎の耐震改修工事に伴い、一部の市役所の機能の移転先として施設を利用しており、その間の保健センターの業務につきましては川里

生涯学習センターなどを利用して実施してきたところでございます。  
このような状況を踏まえまして、平成29年3月31日をもって川里保健センターを廃止しようとするものです。なお、今後川里地域での健診等につきましても、川里生涯学習センターにおいて実施するものでございます。条例改正の内容につきましても、鴻巣市保健センター設置及び管理条例第1条中に記載のある川里保健センターを削除するものでございます。

以上でございます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（田中）実際に今までも使われていなくて、この間までたしか環境経済部か何かが入っていた施設だと思うのですが、生涯学習センターのほうで前からもやっていて今後もやるという話のもとに、今現在あるこの川里保健センターについて、築年数と広さなどについてちょっとお聞きしたいのですが。

（健康づくり課長）川里保健センターの建築年は平成5年建てでございます。面積は534平米、築年数はもう24年が経過しております。構造につきましても、鉄筋コンクリート造の平家建てでございます。

以上です。

（田中）当然建物的にはまだ十分使えるというふうには考えられるのですが、今後どのように考えておられるのかお聞きいたします。

（健康づくり課長）川里保健センターを廃止した後ですが、まだそんなに古くないわけですので、当然に取り壊すということは全く考えておりません。今後の利用については、今庁内で検討をしているところでございます。今具体的に何に使うというのはまだはっきり申し上げられる状態ではありませんが、何かしらの活用を考えております。ただ、もう建築して24年たっておりますので、活用するに当たっては修繕なり、また改修等が必要になるかと思っております。

以上です。

（田中）検討委員会のほうで考えるということでしたので、当然この目

的としてはまるきり今までの業務とは関係ない、ころりと違うものに変わる可能性が十分考えられるということによろしいのですか。

（健康づくり課長）おっしゃるとおり、例えば行政財産として今健康づくり部のほうで所管しておりますけれども、庁内全体で考えていく中では他の部署の活用というのもあるかと思えます。また、想定としては予定していませんが、普通財産として貸し出すということもあるかもしれませんが、今の現在では他の利用に供するというところで、行政財産として供するというところで考えております。

以上です。

（加藤）では、ちょっと質問させていただきます。

先ほどの話の中で、合併によって縮小するというふうに、それは決定的に法適用か何かでそういうふうな中で、そういうふうに決定事項だったのでしたか。まず初めに。

（健康づくり課長）合併協議会の中でそういうような話があったかというのはちょっと存じ上げておりません。合併後、この十一、二年たっている中で活用方法、その経過年数の中でそういうような方向性を見出したということです。

以上です。

（加藤）川里においては、これがなくなると社会福祉協議会も合併後なくなるということで、今本会議の中でも、この場所にはいろんなそういう公共施設がないとか、これは今建物は今後何に使うかわからないということなのですが、特にこの保健センターなどは、健診は学習センターで既にやっているというふうなことですけれども、ただ本当に健診だけをやるのが保健センターではないと思うのです。そういう中で、もう既に20年からここを使っていなくやっているということですが、では今までいろんな地域の方たちが活用していた場所でもあると思うのですが、その方たちというの、保健センターの中というのはどういうふうになっていたか、私もちょっと構造的にわからないのですが、例えば調理室があったりとかいろんなことが、吹上とか、そういうほかの保健センターはそうだと思うのです。では、そのほかの、健診のみの方でなく

て、ほかの地域の方が保健センターを使うときには多分無料だったと思うのです、保健センターの施設というのは。ところが、学習センターとか何かの調理室でも何でも使えば、ちゃんと時間でお金も支払って使うようになっていると思うのですけれども、そういう本当に乳幼児とか、そういう人たちの方のための保健センターだけでないと思うのですが、そういうことを考えた中での廃止というふうなことを決定してきているのでしょうか。

（健康づくり課長）具体的に調理室の話がありましたけれども、例えば調理室については、川里地域で例えば今の川里保健センター、あと農研センター、新しくできた生涯学習センターと、1つの地域にまず3カ所ございます。保健センターでの調理室を使うものとしては、一般的に市民の方にどうぞ使ってくださいという規定は特になくて、食改さんたちの活動の場として活用している。また、親子料理教室というのが夏、各公民館とかでやっておりますが、川里生涯学習センターができたときから新しい調理室でやっているという状況ですので、この部分については全く変わらず行う予定です。

健診等については、本年度、平成28年度についてはちょっと実施していないのですけれども、昨年度は農研センターで行っていました。ただ、農研センターも議会が移転していたというのもあって、27年度の途中、27年度は農研センターでやりまして、28年度は健診というものの自体をちょっとあの地域ではやっていなかったです。ただ、29年度については、やはり必要だと、保健センター、健康づくり課であの地域の健診は必要だというふうに認識しておりますので、29年度については生涯学習センターをもう既に押さえさせていただいて、そこで健診をしようというものでございます。

以上です。

（加藤）とにかく住民サービスの低下になるというふうに考えます、やはりなくなるということは。保健センターで本当に調理とか、そういうことだけでなく、ほかにまだやはり未就園児の子どもたちを連れてお母さんとかがいろんなことの中で、遊びに来たりとかいろんなことを、

やっぱりあればできるということになると思うのですけれども、その後どういうふうな施設になって、地域の方がどういうふうに使えるのかということが見当もついていないというふうなこともあるわけで、やはり何で縮小しようというふうに至ったのか聞かせてください。

（健康づくり課長）合併後、川里保健センターにまず職員は3人配置しておりました。職員を3人配置した中で、保健センター、保健師が業務に当たる部分が非常に多いわけですけれども、3人が川里保健センター、また吹上保健センターも合併当時は3人だったのですけれども、やはり職員が1つの施設に3人、利用が多い少ない関係なく、3人となると、職員がまず休めない。休むことはちょっと厳しい状況でした。ですので、職員が交代で休むときとかは、鴻巣の保健センターから職員が出向いて行って業務に当たっていたという状況がございます。そうはいっても、川里の保健センターの利用というのは非常に少ない状況でしたので、鴻巣の保健センターが手薄になりながら吹上保健センター、川里保健センターに人を出していくというのは、ちょっと業務的に不効率であったという部分もあります。

やはりあと大きくは、川里保健センターで行う事業において、まずは利用が少なかったということも含めて、それを総合的に勘案した中で保健センターの配置、鴻巣市内に3カ所もしくは2カ所、そういう部分も含めて考えてきたところなんです。この川里保健センターが実際はもう使われていませんけれども、それに対して川里の地区の方からクレームだとか、苦情だとか、意見だとか、そういう電話とか窓口でのお話は一切ございません。

以上です。

（加藤）職員の関係とかというふうなこと、また苦情がないというふうなことなのですけれども、利用者が少ないのでなかなか3人体制の中で職員が休むこともできないような、そういう体制の中で、鴻巣保健センターからの職員を向こうに派遣ではないのですけれども移動させてというふうなことの理由というわけですけれども、であるなら、でも3人いれば、ではそんなに利用者がいないのであれば、3人でなくて、では1人が休

んでも2人体制でというふうなことでもできる。いろんな計画なんかもあるわけですね。今が今、人がきょうは何人来るかということではなくて、いろんな計画の中でやってきていたと思うのですけれども、やはりそういうことを考えれば、鴻巣の保健センターから職員を行かせなくても、その職員さんも急用でどうしても休まなければならないことはあるでしょうが、やはり計画的にお休みをとるとか何かというふうなことでもできたと思いますし、また苦情がないって、なかなか直接行政のほうに苦情を言ってくる、言いたくても言っていないというのが現実ではないかと思うのです。だから、苦情がないと言って自負して、もうみんなそこがなくてもいいのだなんて地域の人が理解しているなどというふうに受けとめるということとはちょっと違うのではないかなと思います。これから人口減になる中でというふうなこともいろいろあるかと思うのですが、先ほど申し上げましたように、本会議の中でも施設がないと、例えばそういう避難所とかいろんな関係で、やはり川里地域というのは人家がばらばらになっていますよね。鴻巣のほうに来るとか何かということは大変になってくると思いますので、ここは廃止するということではないわけですが、やっぱり川里地域でも必要と思ってきちんとつくってあったわけでしょうから、合併したことによってそういうふうになくすというのはちょっと考えられないのですが、やはり何か集中的に、みんな鴻巣の旧鴻巣地域に施設を持ってこようというふうなことが見えるかなと思うのです。

ちょっとこれ話があれですけれども、下水道課なども、ずっと吹上地域にあったものをこの1月からこっちの本庁舎のほうに入ってくるということで、本当にサービスが低下にどんどんと、10年がたってよくなるどころか、そういうサービス低下になるということは、やはり吹上地域の方なども本当何なのだというふうな声も聞いています。ですから、もう廃止をするというふうなことでここで議決をすることを望んでいるわけでしょうから、大体議決されてしまうだろうというふうに想定するのですが、そういう中では今後の活用をやっぱり地域に開かれたそういうことをというふうなことをぜひ考えていただきたいと思うのですけれど

も、今度担当者が変わるかもしれませんが、保健のほうの担当職員の方として、やはりどんなことを、なくなることによってどういうふうにしてほしいという、そのような考えがあるかどうかをちょっと最後に聞かせてください。

（健康づくり課長）今ご質問の前に、職員が川里だけに3人なので、2人でもいいのではないかといいところもありましたけれども、先ほど申し上げたとおり、吹上も3人だったのです。ただ、吹上は利用が高いわけです。吹上だって3人だとやはり厳しい。市民もたくさんいらっしゃいますから。そうすると、先ほど言いましたように、トータル的に考えると、同じ3人、3人だけれども、吹上はたくさんの市民の方が利用されている、そういうトータル的に考えて、川里だけを減らしてどうのこうのではなくて、保健師という限られた資格を持った資源の職員をどううまく各配置するかという、その3つの保健センターでの配置の中で、川里に職員を配置しないで吹上を、今8人おりますけれども、そちらに手厚くというのですか、ふやしまして、市民の利用、サービスを向上させるような状況にしたところでございます。

また、先ほど加藤委員からお話ありました直接窓口不便になったとかと、そういうことは言いづらいというお話もありました。ただ、川里のお住まいの方が健診や予防接種とか、いろんな形で鴻巣の保健センターをご利用されております。その中でも、例えば私どもがロビーに出てお話を、雑談の中でもそういう話は、ただ川里の住民同士で「全くなあ」とかということはないのです。そばでも住民の方の声は聞こえてくるのですけれども、私が市の職員だとわかっていながらも、特にそれに対して何か直接言うてくることもなくご利用いただいていると。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、川里地区でも健診というものはやはり必要であろうというふうに考えていますので、28年度は実施なかったですけれども、29年度についてやはり川里地区でやったほうがいいだろうということで、来年度はそちらに1カ所、生涯学習センターでやろうというふうに考えております。

最後の健康づくりとして、その施設が保健センターがなくなった後どう

なるかということですがけれども、先ほど言いましたように、具体的に何に使うかというのはまだ決定していないわけですので、もちろん私どもで所管している中の代替施設として使うということも想定はありますけれども、広い視野で何の施設がいいかというのを今後検討していくということですので、必ずしも健康づくりに特化した施設というふうにはならないのかなというふうには思っております。

以上です。

（健康づくり部長）今課長のほうから話がありましたように、施設の関係、保健センターの関係ですが、合併して各地域に、3地域にあったわけですから、それを3つを2つにするということで、今まで10年間たちまして、いろいろ事業等やっています、その利用度関係を見ましても今回川里の保健センターを廃止して、ただそれに対して市民の方に迷惑をかけるということは当然ないと思います、それは。今までの実績からして。よりよく、スタッフもそろっておりますので、そういう対応を残っている2施設でやっていこうと思っておりますけれども。

この川里保健センターを廃止した後ですか、昨年12月の一般質問の中で企画部のほうでも話をしているのですけれども、一つの例として教育支援センターの拡充という答弁もあったのです。教育支援センターの拡充というのは一つの例ですがけれども、やっぱりいろんなもって市民に活用できるような有効な施設ということは今考えていますので、それが無駄にはならないような、そういう施設にしていきたいと思っております。以上です。

（加藤）今部長の話で、迷惑をかけるようなことはないというようなはっきりした答弁があったのですが、川里生涯学習センターで今後も健診はやっていくということが出来るかもしれませんけれども、でもそのほかのこととか何かで場所的に距離的に、やはり今まで本当にすぐ、あそこは周りに家がないから、歩いて来れるという方はもちろんいらっしゃると思うのですが、でも迷惑をかけるようなことは絶対ないというふうにはやっぱりちょっと違うのではないかなと思います。やはり距離が遠くなればそれなりに、例えば上の子がいて、小さい子の健診に行く

とかというのも、すぐあの辺の近くの方が、あそこに行けばできたのに、もうちょっと向こうまで行かなければとなると、やはりちょっと不便を来すというのは、迷惑をかけないとは言い切れないというふうに思うのですけれども、その辺も含めた中で迷惑をかけないというふうに思われますか。これから教育支援センターとか、そっちのほうでの、今度地域のほうの方がいろいろな面でサービスが充実するということは別にあるかもしれないのですけれども、今までのものの中での内容に対してはやはり少なくとも迷惑を、どう何が迷惑というのではなくて、いずれかのそういうことを感じている方も出てくるのだと思うのですけれども、その辺は言い切れるものでしょうか。

（健康づくり部長）言葉はちょっと不適切だったかもしれませんが、あるものがなくなるわけですから、当然不便を来すわけだと思います。ただ、今までの実績なり、そういうふうを踏まえて、市全体の中で考えていくということが必要かなと。合併して10年ですので、川里地域吹上地域、鴻巣地域という、そういうものはもうそろそろ、概念的には残っているかもしれませんが、市全体をトータルで考えるべきかなということで今回の改正ですか、お願いするものでございます。以上です。

（竹田）今の発想は、鴻巣市全体から見て、住民の皆さん理解してくださいというのは、まさに私、ちょっと物の言い方失礼かもしれない、上から目線です。それは住民の人にすれば、川里、吹上、それぞれいろんな歴史を持ちながらその地域を自分たちでつくってきたものだから、いろんな関係で合併という選択肢をしたけれども、さっき加藤委員が言ったみたいに社協はなくなる、シルバーも1カ所にされるというふうなことで、川里ってすごく大変な思いをしていて、迷惑かけていないということは全然ないのです。保健センターが平成20年で終わって、けれどもあその場所はまだあるから使いたいと言った場合どうしたか。鍵を一々ほかのところに借りに行って、あそこを利用させてもらったという経験があるのです。ですから、そこ今まで使っていた人が使えなくなるということが最大の不便です。最大の不便。だから、今部長がおっしゃ

ったとおり、あったものがなくなるということと同じ。今まで使っていた人があそこで使える。この保健センターの中では一番新しいのですよね、吹上が30年、鴻巣が35年で。改修もしましたけれども、そういう点で言うと、534平米というのは住民の割には非常にしっかりとした施設をつくっていた。私どもも合併直後見させていただきましたが、一番器材がそろっていたのです。いろんな器材をそろえていた。住民の割には534平米ということで、鴻巣は8万2,000人いたけれども、984平米しか保健センターなかったのです。そういうことを考えると、あるものをどう生かしていくかという視点で物事を考えていかないと。新しいものをつくったら古いものは要らないと、その先どうするのといったら、用途については一切考えていませんと。何も先も考えていないのに、廃止だけを考えるとというのは、この間の鴻巣の本当に……中央図書館もそうでしょう。向こうに行ってしまった後どうするかわからなくて、今蔵書になっていたり。よくない部分が本当に出てきてしまっているなというふうに私ちょっと思いますので、その点からちょっと質問をさせていただきます。

まず、川里の豊かな器材は今どこに行っているのでしょうか。

(健康づくり課長) 川里の備品等につきましては、確かにこの3施設の中で一番新しいですけれども、やはり耐用年数といえますか、もう使い切ったといえますか、もう古くなっているものもありましたので、廃棄したもの、市役所の機能が一部移転した時点で多少整理させていただいたもの、あと鴻巣保健センター、あと吹上保健センターに運んだもの、使えるものについてはそのような形にしております。

以上です。

(竹田) ということは、23年ですよ。23年しかたっていないのに古いという。しかも鉄骨でしょう。あと、川里保健センターも。

(鉄筋の声あり)

(竹田) 鉄筋コンクリートですよ。ということは、鉄筋コンクリートというのはいわゆる木造とは違うわけだから、23年というのがちょっと古いという概念は、決して新しくはないけれども、古いという概念は私

は違うかなとちょっと思うのです。今使えるものが川里と吹上と鴻巣にそれぞれ分けてやっているわけですね。

では、保健師はこの間健康都市宣言をやってふやしていると思うのです。合併当時、吹上と川里には3人ずついた。では、鴻巣に何人いて、現在のちょっと配置状況を教えてください。

（健康づくり課長）その前に、私が古いと申し上げたのは、決して建物が古いと言っているわけではなくて、結構使用していた備品について、もう傷みがあったりするものについてというお話でした。

ご質問の合併、平成18年のときの職員数ですけれども、先ほど申し上げたとおり、川里、吹上については3人ずつ、鴻巣については、保健師だけではないのですけれども、一般職も含めまして20名が鴻巣の保健センターにおりました。現在は、川里はいなくて、吹上の保健センターに8人、鴻巣が18名です。吹上に8名、鴻巣に18名でございます。

（竹田）行政職も含めて20人って。今18人というのは行政職も含めてですか。純粹の保健師は。純粹のって変な言い方。保健師はみんな純粹なのですけれども、行政職を含まない方は平成18年に何人で、28年に何人かって教えていただけますか。

（健康づくり課長）平成18年の時点で、吹上、川里ではそれぞれ保健師、看護師、所長は行政職でしょうか、1人ずつです。それで3名。現在は、鴻巣の保健センターで保健師が10名、管理栄養士が5名、事務職が3名。吹上の保健センターが行政職が1名、6名が保健師で、1名が再任用の助産師でございます。

以上です。

（竹田）私思うのには、8,000人という人口の割に3人で保健センターを運営していた。約3万人の吹上で3人で運営していたということを見れば、そのまちの姿勢がここにあらわれているのかなというふうに私は受けとめるわけです。そういう点で、やはりさっき言っただんだん、だんだん使えなくなってしまって、最後健診もやってもらえなくなって、健診もやらなくなって、わざわざ鴻巣まで来なくてはいけないとか、吹上まで行って、でもさっき川里も健診が必要だろうということで、川里地

域で健診をやるようになっていくわけですね。ということは、地域のニーズがあるからやるということであって、だから今後私は保健センターのさっきの果たしている役割を見るならば、その地域で健康づくりの拠点になっていくわけでしょう。いろいろな部分も含めて、きちんといろいろな相談がそこでできる。だんだん、だんだん高齢化していくわけだから、近くに行ってやるという点では、学習障害とはちょっと分野が違うわけだから、私今回こういう議案が出ていますということで川里の方に話したら、とんでもないということで、例えば食改やったり、いろんな赤十字やったりとか、そういう活動をしている人たちが集まってやる拠点というところでは、前の保健センターは非常に使いやすかったと。だけれども、今度の生涯学習センターは、はっきり言って、その方にとれば余り使い勝手がよくないというふうにも、ちょっとその方のご意見を言っていたわけですね。だから、私は引き続き……どっちみち廃止するわけではないわけでしょう。廃止するわけではないわけだから、この鴻巣の保健所も18人で984平米のところにおいて、事務室が非常に狭いのですよね。事務室が非常に狭いというか、狭い中にたくさんの方がおられるというふうにはちょっと表現したほうがいいのかもしれないけれども、そういうところで言うと、1人でも2人でも配置して目が届くという配置というのは考えられないのでしょうか。

(健康づくり課長) 今鴻巣の保健センターが狭い、例えば1人、2人でもというお話ですけれども、やはり時代が複雑化になってきた中で、日々いろいろなケース、問い合わせ等、また複雑な事案がたくさん出てきています。吹上保健センターは母子保健担当、担当自体が向こうにおりますので、そういう事案について1カ所ですぐにミーティングができたり対応できる体制のほうが、やはり市民サービスとしてはいいのかなと思っております。緊急の場合はすぐに保健師なりが駆けつけて対応していますので、動きやすいというのはやはり情報共有、または本庁にも近いですから、場合によってはこども未来課と一緒に対応したりしていますので、やはり1カ所に、狭いとおっしゃいましたけれども、見た目狭く感じるとは思いますが、働いている我々は何ら違和感もなく、すぐに

情報、すぐに対応できる、そういう体制づくりができていますので、非常にいいのかなというふうに思っております。

以上です。

（竹田）それと、ちょっと最後に、利用状況が少ないとおっしゃっていましたがけれども、この間の平成20年のとき、平成19年だけ……

（何事か声あり）

（竹田）19年だよね。川里が1,000人で、鴻巣が6,920人で、吹上が5,114人という利用状況をおっしゃっていましたよね。これは、全体で考えた場合もそうですけれども、でも身近なところに行くというふうに見たときに、吹上は3万人として17%、鴻巣が8万人として8.7%、川里が8,000人として12.5%と、確かに全体の中では少ないけれども、身近なところに行くというふう考えたときには、見た割合には、見たというか、全体の中では少ないかもしれないけれども、その地域を支えてきた関係から言うと、12.5%というのはいくらでもないのです。そこら辺のやっぱり私は、何となく、そうか、1,000人と6,000人だと1,000人のほうが少ないように見えるけれども、これまで地域を支えてきた、地域の皆さんの拠点としての役割から見たら、決して少ないのです。そこら辺をちゃんと見ながら地域の皆さんの目線に立ったまちづくり、どういう施設をつくっていくかというところが、私は欠けているのではないかというふうに思います。確かに今子育ての問題とか老後の問題では、保健センターの果たす役割は非常に大きいと思います。だから、そういう点から言うと、保健師さんをこの間は、栄養士さんも積極的に募集かけてやってくださっているのですけれども、今後のことを考えても、やはり地域に戻していくという点からも、少ない中でやろうとするからこういう施設をやったり住民から切り離すことになると思うのですけれども、保健師や栄養士、専門職をもっと雇ってもらおうというふうな考えというのは、担当としては持てるのでしょうか。

（健康づくり課長）まず、平成19年のときの総体人数、利用人数、決して1,000人が少ないわけではないというお話で、もちろんそういうふうに認識しております。1,000人のうちの約半数近くはがん検診関係ですの

で、それは引き続きやっていくというところでございます。

それと、あと乳幼児健診などは、川里は乳幼児健診なのです。鴻巣、吹上は、例えば4カ月児健診だとか、1歳6カ月児とか、それぞれ年代に分けてやっていますけれども、川里は一緒にやっていたのです。これはなぜかという、やはり少ない状況からそういうような運営をしてきたのですけれども、やはり4カ月児から、一番大きい子で3歳児健診があるので、それを一緒に健診しますと、ロビーの中でやはり事故が起きやすいというのも目の当たりに何度か見ているということでした。ですので、それは余りにもちょっと危険だろうと、一緒に健診するのは危険だろうと。ただ、それを分けて健診するとなると、1回の健診にお医者さん呼びます、看護師さん呼びます、保健師さんたくさん行きます、栄養士さん行きますというたくさんのスタッフの中で、利用するのが極端に言うと2人とかという場合があるのです。そういうことを考えますと、もちろん2人だっただろうとおっしゃると思いますがけれども……先に言わせてもらいましたが、そういうことではなくて、やはりそういういろいろな、利用人数だけの比較ではなくて、内容も見た上で鴻巣と吹上に分けて実施してきたというところでございます。

保健師については、採用については、やはりもちろん必要だと思っています。今健康づくり課だけではなくて、ほかの課にも保健師がたくさん行っていますので、ただ一遍に採用するというのではなくて、将来を考えた上で、間をあいて採用するのが一番いいのかなというふうに思っていますが、欲しいか欲しくないかといえ、欲しいとは思っています。以上です。

（竹田）ぜひ人は城、人を支えるのはやっぱり人なのです。ましてや専門職を持った人たちが本当に専門的な立場でいろいろな助言をしていただくと、子育て中の人なんかは本当に不安を抱えながら育児をやっているわけだから、大丈夫よと一言専門家の方から言っていただくということが本当にどれだけ大切か。それが身近なところで、さっきも言った効率性、やっぱり私はその中で、さっきの医師をやったのは何人かやとうと、少ないところに医師を派遣するのとたくさん一気に持ってもらう

のと、やっぱり効率性がそこで優先されているのだなということが今の話でわかりましたけれども、やっぱり人は城、人が人を励ます、ましてや子育て中の人、大変な人というのはやっぱり温かい言葉が必要だというふうに思いますので、ぜひ頑張って保健師さん、栄養士さん、専門的な人をこれからもふやしていきたいと、欲しいとおっしゃったので、頑張っていたきたいと思いますし、私も応援したいというふうに思います。

今回保健センターも含めた体育施設とかいろいろな部分の廃止とか、いろいろ不動産鑑定とかやっているのですけれども、そもそも公共施設等総合管理計画の中の一つの施設でしょう。一つの施設ですよ。それなのに、皆さんからパブリックコメントをちょうだいとしている間に、なぜこの部分で廃止というふうにしてしまうのですか。保健センターは保健センターとしての機能がありますよということで、この中にはちゃんとうたっている施設です。パブリックコメントで市民の皆さんどうですかというふうに相談を投げかけているときに、なぜ廃止ということにしてしまうのか。きのう体育施設の問題で配慮が足りなかったと言っていましたけれども、ここの部分もそうではないのですかと私は思いますけれども、どうなのでしょう。

（健康づくり部長）今公共施設管理計画のほうを策定中で、2月から3月までパブコメ中なのですけれども、川里保健センターにつきましては、今までの状況等を見まして、もう少し早く、正直言うと廃止のほうの話はあったわけなのです。平成27年9月から平成28年中まで本庁舎改修があったものですから、一部があちらのほうに行っていたものですから、使用中だけれども、保健センターとしての機能は全くなかったということなのですけれども、本来ならばその時点で出してもいいのかなという考えもあったわけなのですけれども、本庁舎の改修が終わって、全部もとに戻して、今完全な遊休資産というか、そういうような形、状態としてはなっているものですから、今回の提案ということで出させてもらいました。

（委員長）竹田委員、あと1分ありません。

(竹田) ということは、市民の皆さんに公表しているパブリックコメントの中では、保健センターの役割を果たしていないというのは確かに本庁舎の改修の中であるわけだけれども、でも市民の皆さんには保健センターですよということの機能で皆さんどうですかということをやっているわけだから、市民には正確な情報を提供していないということになるのではないのですか。皆さんはそういうことを承知しているし、私どももこういうことを承知していますけれども、市民の皆さんはこれを見て判断するの。ということは、私はやることそのものがやっぱり正確にきちっとやる、市民に情報提供、知らせる、だから保健センターの廃止などということを今から出すべきではないというふうに思います。

(健康づくり課長) おっしゃるとおり、今パブコメの中に川里保健センターという言葉は出てきております。ただ、パブリックコメントを出す時点で、川里保健センターのあり方についてはまだ議決いただいているわけではございませんし、公共施設全体を捉えた中での計画ですので、川里保健センターという言葉は残っております。

先ほど部長が申し上げたとおりに、もう以前に廃止というもの、川里保健センターの見直しといいますか廃止についてはもう前から議論があった中で、本庁舎の一部が移転していったわけですけれども、そうはいつでもどこかが管理しなければいけない、維持管理しなければいけないというところでは、私ども健康づくり課のほうでとりあえず建物の管理は行ってきたという経緯もありまして、今の時期になってしまったというところでは、

以上です。

(潮田) 2点あります。最初に、今回この保健センターがなくなるということで、今いろいろ議論ありましたので、それはいいのですけれども、例えば健康相談とかを川里健康デーみたいな形で設定をして、今市でいろいろな健康相談幾つか種類ありますけれども、そういった日を支所の中で1日、1カ月に1回でもいいですけれども、そういった健康相談デーをつくるのかというようなことはできないものではないでしょうか。

(健康づくり課長) 今後ちょっと内部で検討といいますか、話し合いを

させてください。健康相談、ほかにもいろいろやっていますけれども、実はそんなに利用率はよくないのです。ほとんど例えばゼロとかという日もかなりあるのです。ですので、ちょっとほかのところの状況も踏まえまして考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

（潮田）健康相談がそんなにたくさんいっぱいあるものではないということは私もわかっております。ただ、やはり先ほどからずっと言っている健康の、ではどこに相談したらいいのだと、気軽に相談に行けるところがないというのが今回のデメリットというふうになるとしたら、少なくとも1カ月に1回、この日だったら相談に来る方が人数が多くないにしても、1日決めるのであれば、多少の人員配置というのはあるとは思いますが、やはり鴻巣の保健師さん、皆さん本当にお話しすると心がやわらかくなる、行くと本当にほっとする対話をしていただきますので、そういった、保健センターなくなったけれども、こういう相談の窓口があるのですよというような形で皆さんにお示しするというのも一つかなというふうに思っておりますので、検討いただけたらうれしいかなというふうに思います。

もう一点のほうは、今教育のほうにも一緒に同席していただいているのは、これからの質問なのですけれども、5歳児健診を以前は、今言っているこの保健センターの場所でやっていたことがありました。そのときは、5歳児健診でやるときに個別のときもあるでしょうし、また集団はあったのかな、要は教育支援センターとくっついている同じ敷地内であるから相談がスムーズにできたのかなというふうに思っていたのですけれども、本庁舎の改修によって環境経済が入ったこともあってか、ずっとこここのところ吹上保健センターでやっていますけれども、5歳児健診が吹上保健センターに会場になったことで、教育相談へのつながりというのは大丈夫だったのでしょうか。そこら辺のスムーズにできているのかどうかを確認をしたいと思います。

（教育支援センター所長）そのお話があったときに、うちのほうでも吹上と鴻巣のほうに5歳児健診が移るということで、こちらのほうの事後

相談につながる件数が減るのではないかというちょっと不安があったのですけれども、意外とふたをあけてみましたら、吹上と鴻巣のほうにほとんどの人が抵抗なく行っていただいて、逆にそちらのほうにふえた分だけ教育支援センターという場所が認知されまして、ふえてきた状況がありまして、ちょっとこれは意外な結果であったと。ちょっとその辺の人数ははっきり申し上げられないのですけれども、そのときの状況はそういうことで、本当に余り影響はなかったかなと感じております。

（潮田）鴻巣市でやっている5歳児健診の場合は、発達障害の発見という、発見よりもその後の相談体制に力を入れるというのでスタートしておりますので、そこがしっかりできているかというのが非常に気がかりでありましたので、今のお話では心配ないかなというふうには思うのですが、いつとき5歳児健診をそこでやっていたことのメリットというのはたしか本当にそこに近いからという話であったかと思うのですけれども、今後せっかくあいたところを、先ほどもちらっと教育のほうで使うとかという話も少しありましたけれども、教育支援センターとしては、今せっかく同じ敷地内にあるところですので、今後今現在の教育支援センターとしての利用の中で、もうちょっと拡大して使いたいというような、現在の状況から言えることというのは何かあるのでしょうか。

（教育支援センター所長）現在の状況で言いますと、うちのほうでは、うちのほうだけで相談を受けるという場所のほかに、巡回相談で出向いていくとか学校へ行くとかということもかなり多くやっております、そういう意味では、コミュニティーセンターの廃止によって東館という施設をうちのほうでいただいて、そこを十分活用させていただいております、保健センターについては、私のほうではふるさと館の維持管理をしている者としてはやはり有効に活用できるような施設としてあらゆる角度から用途について検討し、市民がふるさと館に足を向けていただけるような施設の活用ができればと思っておりますので、教育の分野というところには特化せず、考えないで、福祉、ほかにもいろいろあるかと思っておりますけれども、そういうことを全体で考えて、本当に実のある施設として活用していただきたいと考えております。

以上です。

（潮田）ということは、今あそこはいろいろな事情というかということで登校ができないお子さんたちの教室として使っていますけれども、その適応指導教室のほうの人数的には、今いる、今やっているスペースで問題はないということによろしいでしょうか。

（教育支援センター所長）不登校児童の適応指導教室というものがありまして、東館のほうがおかげさまで広いものですから、そちらのほうにも質問を受けていまして、小中に分けて指導をしたり、いろいろバリエーションは組みながら、現在のところはまだ人数が不登校10人足らずという、ことしはそうですけれども、毎年人数は変わりますけれども、そういう意味では現在のところは不都合は来しておりません。

以上です。

（潮田）今回私一般質問のほうでもここの利用の、今の保健センターのほうの利用の新たな利用をちょっと提案させていただこうと思っているのですが、それはそれでまたちょっと別として、今中学校のほうの通級指導教室のほうはステップ、赤中に1つしかなくて、小学校のほうのウイングは赤二小と、南小と、あと吹小と……松原はない、3カ所でしたか。人数的にはもうちょっと必要なのかな、赤中だけでは足りないのではないかなというふうに思っているのですけれども、そういった認識はあるのでしょうか。

（教育支援センター所長）通級に関しては、知的おくれはないものの、情緒的な行動とか、言語等に支障を来すというところで、通常級から取り出しで、今委員さんがおっしゃったような、うちのほうではウイング南小、ウイング赤二小、それからウイング吹上小、それからステップ赤見台中の4つが発達情緒の教室でございます。そのほかに鴻巣市の東小のこたばの教室と、あと吹上のほうにこたばの教室の2教室がございます。そういう意味では、各学校の中から困っているお子さんがそちらのほうの学校のほうへ通級をしている状態があります。今現在やはり情緒的な問題を抱えているお子さんが非常に毎年、年を追うごとにふえてはおります。そういう意味では、通常級の中で非常になかなか対応に苦慮

している現状はございます。なので、通級はやはり今後も必要ではないかということは十分私どものほうは認知しておりまして、ただ通級においては実は加配教員の絡みがありまして、県とか国のほうの許可が必要になるのです。そういう意味では毎年要望は出しておりまして、設置要望は出しております。そういうことに対して現在も、これから新年度に向けてまた通級への設置要望というのを強く働きかけて、そういう意味では本当に長年できていなかった吹上小のほうに情緒をつくることができました。ことばの教室も26年、27年にかけて、ここ四、五年の間に増設をしておりますので、今後も教育委員会としては強く国、県に働きかけて設置要望を出していきたいと思っています。

以上です。

（委員長）議案の内容はコントロールをよろしくお願いします。

（潮田）わかりました。

今お聞きした時点で、教育のほうでの今現在必要なスペースというのは大丈夫というふうに確認できましたので結構です。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（竹田）本会議でもっと総合的にやりますが、本日の議論を通じて1点目が、公共施設等総合管理計画の中で市民の皆さんに対してパブリックコメントを寄せてくださいということを言っているにもかかわらず廃止の議案を出すことそのものが、いわゆる市民の声を聞こうという姿勢に欠けているということと、保健センターは地域の健康づくりの拠点、身近なところで相談できる体制をどうつくっていくかという点が欠けているということと、3点目が今後の活用について確定していないにもかかわらず、廃止だけを先行すると、これはやっぱり公共施設の有効活用という点では欠けていると、この3点を指摘して反対とします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第9号 鴻巣市保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

(休憩 午前10時27分)



(開議 午前10時44分)

(委員長) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第10号 鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(スポーツ健康課長) それでは、議案第10号 鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

かねてより総合体育館とコスモスアリーナふきあげの利用料金については開館時期や設備内容等の違いによる料金の格差解消が課題となっておりましたが、平成26年度に総合体育館の大規模改修工事を行ったことから、平成29年10月1日以降の両体育館の利用料金についてスポーツ推進審議会の意見も参考とさせていただき、改定を行い、料金水準の均衡を図るものでございます。また、吹上パークゴルフ場の回数利用券については、現行料金を据え置きながら、10月1日以降、現行の11枚つづりから12枚つづりに1枚ふやし、施設利用者の増加と健康の増進を推進するものでございます。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) まず、この料金表の中に載っていない部分で照明関係の料金というのは、正誤表か何かのところをちょっと見たら変わりがなかったかなと思うのですが、ありましたか。そこについて質問いたします。

(スポーツ健康課長) 従来照明につきましては、総合体育館は利用料金に含まれておりまして、コスモスアリーナふきあげについては別で照明料金が設定をされておりましたが、通常お使いになる場合には必要最小限度の照明については利用料金の範囲内で点灯してお使いいただくというような形をとっておりました。このたび利用料金改定に当たっては、照明料全て込みという話で再設定をさせていただいております。

(田中) あと、総合体育館のほうの会議室、………ちょっとたしか変わりがなかったかなと思うのですが、全体的に料金が上がって、変わらなかったのは会議室……トレーニング室がたしか倍になっているかと思うのですが、コスモスアリーナふきあげと比べると均衡がとれているかなとは思いますが、前にコスモスアリーナができたときには器具が新しいとかというような話が出たと思うのですが、その辺に関しての料金との兼ね合いで、不公平というのではないけれども、バランス的にはどうなっているのでしょうか。

(スポーツ健康課長) 従来のトレーニング室を例に申し上げますと、今回総合体育館については従来100円だったものを200円にさせていただいたというところがございますが、コスモスアリーナのほうは従来は400円だったところを200円にということで、統一をさせていただきました。そもそも合併当初はコスモスアリーナのほうができ上がった年度が新しいものですから、中に入っているトレーニング機器につきましても新しいもの、それから空調に関してもエアコンが入っておりました。総合体育館のほうはエアコンが入っていない、設置をされている器具についても古いものが設置をされていたということで、ある程度利用者の方には納得をしていただいて、お使いいただいていたのですが、平成26年度、大改修を機に総合体育館のほうにもコスモスアリーナと全く同じ器械が

入りまして、エアコンについても設備をさせていただいたというところで、今回同料金という形にさせていただきました。

以上です。

(田中) 確認ですけれども、一応均衡はとれている料金体系であるというふうに判断してよろしいですか。

(スポーツ健康課長) アリーナの大きさも違いますので、全く同じというふうにはなかなかいきませんが、ある程度同料金になるように設定をさせていただいたところでございます。

以上です。

(田中) 次に、吹上パークゴルフ場の利用券の関係なのですが、11枚から12枚ということで載っておりますが、利用状況的にはふえてきているとは思いますが、そこでサービスの利用券を1枚ふやしたということで、混雑というか、利用者が多過ぎてのトラブルですか、券を使える使えない、その辺の状況というのはまだまだ余裕があって大丈夫というふうに判断してこのようにしたのかどうかお聞きいたします。

(スポーツ健康課長) 利用状況については、若干ではありますけれども、年を追ってふえている状況でございます。ただ、満杯状態で、せっかく来ていただいたのにご利用できないということではございません。そういった意味で、人もまちも健康ということで、健康の増進になればということと、それから近隣の市町村で、鴻巣市にパークゴルフ場があるということで、結構これから同じようなパークゴルフ場をつくりたいということで視察に見えております。実際に平成29年度には上尾市のほうで18ホールオープンすると。30年度には増設をして36ホール、鴻巣市と同じ規模のパークゴルフ場ができ上がるというふうな話もお伺いしております。そういったところで、ある程度新しいところにお客さんが流れていくというのはあるのですけれども、そこを歯どめをかけるといいますか、少し今まで11回だったものを12回にして、利用者の減をとめるというようなことも考えての今回の改定でございます。

(田中) 今度上尾が視察に来て、新しいのを上尾でつくるというような話が今ちょっと出ましたけれども、たしか吉見にもあったと思うのです

が、その辺の料金体系と、そういうチケットの割り増しサービスみたいなのは、そちらのほうではやっておるのですか、おらないのですか。

(スポーツ健康課長) おっしゃるとおり、吉見のほうにもパークゴルフ場ございます。これは、埼玉県が経営します総合運動公園内にパークゴルフ場がございますけれども、こちらのほう27ホールというようなことで行われております。利用料金としては、27ホールで510円というふうな料金設定になっているようです。うちのほうは36ホールで1回500円ということで、回数利用券を購入していただければ5,000円で12回使えるというような形になります。

(芝罘) 利用料金についてなのですけれども、きのうの本会議場、また今田中委員からも出たのですけれども、総体は全体的に上がって、アリーナが下がったということなのですけれども、アリーナを使っている利用者からしますと、もう長年の夢ではないですけれども、なぜこれだけ差があるのかというのはずっと言われてきたと思うのです。私もここ一、二年でかなりの数の利用者から言われまして、本当これは喜ばしいことなのですけれども、高い料金と低い料金で、この間をとったと思うのですけれども、この料金設定、ここに落ちついたその根拠というものをお聞かせください。

(スポーツ健康課長) 根拠と申しますと、基本的にはコスモスアリーナふきあげの利用料金については、建設当時の近隣の市町村の総合型の体育館を参考に設定をされているということで、決して周りから見て高いという料金設定ではございませんけれども、総合体育館が35年前の料金をそのままずっと一度も改定せずに来た関係もありまして、一気に総合体育館の料金をコスモスアリーナに近づけるといのはかなり乱暴な話ではないかという中で、総合体育館の料金が限度を倍というようなことで、2倍を超えない範囲内で設定をさせていただいて、その設定をした総合体育館の利用料にコスモスアリーナの利用料を合わせる形で再設定をさせていただいたという経緯でございます。本会議場でトレーニング室が、今までは3時間で100円だったものが2時間で200円だと倍以上ではないかというようなご指摘もあったのですけれども、実はトレーニン

グ室については従来総合体育館もコスモスアリーナも1回3時間以内という設定をさせていただいたのですが、周りの市町村を見ますとほとんどが2時間というところが多くて、利用者の方からも、3時間も使わないので2時間にしてもらえないかというようなご意見を多々いただいていたところがございます。そういうこともありまして、2時間で200円と。これは、周りから見ますと、通常どこの市町村も400円以上取っておりますので、半額程度の金額になろうかと思うのですけれども、きっちりぴったり2時間、1分でも超えたら料金取りますということではございませんので、タイムレコーダーがあるわけでもないのに、その辺は融通をきかせて運用でやっていただいているところではございます。以上です。

(芝寄)わかりました。私もたまには利用をしたりするのですけれども、詳しくは私今回これを見て初めて知ったのですけれども、桶川市、北本市在住でない者、市内在勤でない者の利用料金は、当該料金に2を乗じて得た額とするとあるのですけれども、これは何でこの桶川市、北本市が対象なのですか。隣のもっと使いやすい吉見町だとか行田とかもなぜ入ってこないのかなというのをお聞きしたいのですけれども。

(スポーツ健康課長)協定料金につきましては、合併前に桶川市、北本市、鴻巣市、吹上町、それから川里町の5つの市町村で協定を結んでおりまして、この中の住民であればどこに行っても同料金にするというような協定がございました。合併後もスポーツ施設については同じような形で残っておりますので、北本市、桶川市に行っても、鴻巣市の市民であれば市民と同料金でお使いになれるというようなことで、そのまま合併前からのものが残って今まで来ているという状況でございます。

(芝寄)わかりました。きのうの本会議場でも出たのですけれども、パークゴルフの利用料金なのですけれども、私も市内の人は何か優待を受けられたほうがいいのではないかという考えのほうなのですけれども、今後それは検討課題には入ってこないのでしょうか。

(健康づくり課長)本会議場で部長のほうからもお答えをさせていただいていると思うのですが、従来合併した当初、合併記念ということで、

市民に限り500円で2ラウンド、市外の方は500円で1ラウンドということで、ずっと36ホールになるまで運営を行ってまいりました。そうしますと、結構市外の方もお使いになっておりまして、隣の吉見町ですとか、上尾ですとか、近隣の市民の方もいらっしゃっていて、そのパークゴルフ場の中で鴻巣市民と友達になって、一緒に、では回りましょうかということでも回る場合に、市民だけが2ラウンドできて、その他の人は、一緒に回るのですけれども、途中でまたお金を取られるというようなことがありました。そうしますと、急に市民の人数がふえまして、明らかに鴻巣市民ではない方が私は鴻巣市民ですということで、市民としての料金しかお支払いいただけないという事案が多々ございまして、免許証を見せろとか、保険証、証明するものを見せてくださいと言うわけにもなかなかいかないものですから、市民と申告をされた方については市民料金で運営をしておりましてけれども、そうしますと逆に市民の方から、明らかにあの人は市民ではないのに、どうして市民料金で回しているのかというようなところで、受付の場所で非常にトラブルが絶えなかったような状況がございました。そういうことも鑑みまして、36ホールに増設をしたときに、ほぼ7割から8割ぐらいはその当時は市民の方が、市民の利用率については7割、8割でございましたので、では市外の方も市民と同じように扱うことで回数券を出してということで落ちついたような経緯がございまして。今回11回を12回にふやすということでございましてけれども、今現在利用されている7割ぐらいの方が市民であると、残りの3割が市外の方ということなのですけれども、おおむね7割の方に恩恵が行くので、市民が不利益をこうむるわけではございませんので、市民に利益が出るところを市外の方にも多少同じような利益が出るというふうにご理解をいただければ、公共施設でございまして、黒字が出ているわけでもございませんので、市外の方が来ていただくことでその運営料金がある程度納入されるようになれば、そのほうがいいのではないかというような判断でこのような形をとらせていただいているところでございます。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 1 1 時 0 3 分)



(開議 午前 1 1 時 0 3 分)

(委員長) 再開します。

(芝寄) わかりました。またパークゴルフの料金のことなのですが、一般と中学生という２種類なのですが、高齢者というか65歳以上とか、そういった設定は考えられなかったのか、また今後考えていくのか、考えているのか、そういうことをちょっとお聞きしたいのですが。高齢者に対して。

(スポーツ健康課長) 済みません。とりあえず子ども料金と大人料金としか現状では考えてございません。ほとんど平日お使いになっている方は65歳以上の方が多いかとは思いますが、特に65歳以上の方を減額するとかというのは、ちょっと今のところは検討はしてございません。以上です。

(芝寄) では最後に、またちょっと体育館のほうなのですが、今回昨年大規模改修したから、これを機に料金改定ということになったと思うのですが、コスモスアリーナももう二十数年たっていると思うのですが、埼玉国体のときだと思ったので、二十何年たっていますよね。今後また大きな改修等、中のいろいろ出てくると思います、まだ先の話ですが。そのときにまた料金を今度上げるとか、そういう考えになるのでしょうか。今回こういう形で値段調整したということになると、アリーナに関して今後の改修のときに値段をどうするのかという対象になるのかということをお聞きしておきたいのですが。

(スポーツ健康課長) コスモスアリーナについては、開設が平成15年です。14年ほどになるかと思えます。ただ、確かにあのコスモスアリーナも14年ほどたちまして、細かいところでは故障が出たりとかふぐあいが出たりというところで、その都度修繕を行っておりますが、今のところ大規模な改修というところまではいっておりません。この先大規模改修したときに料金の値上げがあるのかどうかについては、今の

ところはそういうことは考えておりません。

以上です。

（竹田）本会議の質疑のときに、総合体育館が利用料金が上がれば利用者が減ると、少なくなることを予測しているというふうにご答弁されていきました。ということは、本来体育施設とかというのは健康増進のためになって、かつ鴻巣市は健康づくり都市宣言していますから、少なくなるということを本来助長するようなことを私はすべきではないというふうに考えるのです。そういうところからちょっと質問をさせていただきます。

平成26年に大規模改修をしてきれいになったと、トレーニングルームも新しいトレーニング器材というのにされて、エアコンもつけるようになったので、上げるというふうにおっしゃっていましたがけれども、実際に雨漏りしたりとか、卓球室に雨が雨漏りしたりとかしているところはまず改善されてきているのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

（スポーツ健康課長）26年に大規模改修を行いました後に、確かに大雨で卓球室に一部雨漏りがあったりということがございましたが、そちらのほうは補修をさせていただいておりまして、現在は大丈夫でございます。

（竹田）ということは、いわゆる大規模改修といっても、上の部分が主ですよね。下の部分については改修されているのですか。

（スポーツ健康課長）基本的には大きなものとしては耐震工事が主なものでございましたが、老朽化が著しかったところについても改修を行っております。

（竹田）ということは、ほかの武道室とか、そういうところも改修はしたけれども、グレードが上がったというふうに言えるのかどうか。というのは、改修だからグレードアップにはなっていないというふうに私ちょっと受けとめるのですが、どうでしょうか。

（スポーツ健康課長）武道室につきましても、従来は天井のほうに空調用の大きなファンみたいなのがぶら下がっておりまして、その下に格子

状の網みたいなものがあって、そこにどうしてもほこりがたまったりなんかして、掃除もなかなかできないものですから困っていたところなのですけれども、そういったところも全て新しくなってございますので、全体的にはグレードアップをさせていただいているというふうに認識しております。

（竹田）アップなのかというのはちょっと解釈でいろいろあると思うのですがけれども、総合体育館を利用している人たちにちょっとご意見を伺ったときに一番言われたのは、自分たちの報酬を上げたのに、何で利用者の負担をふやすのということで一番ちょっと反発を、市民の皆さんの率直な感想だったものですから、やっぱり市民感情から見ても、利用者が少なくなることを前提としたものは、私はやるべきではないというふうにちょっと思うものですからあえて質問させてもらっているのですが、利用状況を見ると、総合体育館は年間で平成27年度の実績見ると14万6,149人で、1日平均476人、コスモスアリーナが9万8,449人で1日321人で、改修後ですけれども、利用者が一時のピークと比べてちょっと下がっているのかなというふうに数字上では見れるのですけれども、その後の28年の状況も含めたら、全体としてはどうなのでしょう。

（スポーツ健康課長）利用者数なのですけれども、総合体育館は平成26年度に半年間利用できない期間がございました。そのときにある程度定期的にご利用されている方はコスモスアリーナ、あるいは第2体育館のほうに移っていただいでご利用いただいでいたところでございますけれども、26年が終わりましたして27年度については、4月から総合体育館使えるようにはなりましたが、そのまま戻ってこずにコスモスアリーナのほうをお使いいただいでいる団体もございまして、その関係で完全に改修工事に入る前の総合体育館の利用人数まで戻っていないという状況で、その分はコスモスアリーナのほうにふえている状況でございます。

先ほど来総合体育館の利用人数がこの改定によって減ることを見越しているというふうに、本会議でもそう申し上げているのですが、その後その人たちがスポーツをしなくなるのではなくて、逆にコスモスアリーナのほうは料金が下がるものですから、総合体育館を利用していた方々が

コスモスアリーナのほうへ移動するだろうという予測でございます。鴻巣市全体としては、ご利用いただく人数はそうは変わらないというふうに見ております。すみ分けというか、コスモスアリーナのほうに移動する方が、正直言ってコスモスアリーナは吹上地域の方だけが使っているわけではなくて、現在もほとんど北鴻巣あたりの方がコスモスアリーナのほうをご利用になっている方が多いものですから、そういった方がコスモスアリーナを使う地域の範囲が少しふえてくるのかなというふうに予測をしているところでございます。

（竹田）コスモスアリーナに行くのには、鴻巣からだ足が、車の運転ができたりとか、ある程度の交通手段が必要ですよ。だけれども、総合体育館は結構身近にあるものだから、歩いて行ったりとか、自転車で行ったりとか、だから交通手段のない人たちは使えないということを考えたり、コスモスアリーナの料金を引き下げたとしても前のようにはならないわけで、100円で使った人たちは基本的に200円になるわけで、そういう点で言うと、やっぱりお金もかかる、交通手段もかかるというところでの、私はやっぱりマイナスがあるのではないかというふうに思います。そういう人たちの分も加味した設定の仕方なのではないでしょうか。

（スポーツ健康課長）確かに公共施設は安いほうがいいだろうとは思いますが、この料金設定自体が35年前の料金設定でございまして、この案を考えるに当たっては、スポーツ推進審議会のほうにも6月と12月にご意見をお伺いをしてございますが、総合体育館をご利用になっている方も、当然その中の委員さんにはいらっしゃるのですけれども、確かに35年前の料金設定であって、埼玉県内を見回しても極端に安い設定ですというようなことをご指摘をいただいております。本来であれば今までに1度や2度の料金改定があってもよかったですのではないのかというようなご指摘もいただいております。確かに安いほうがいいのはよくわかるのですけれども、この料金改定後も近隣の総合型の体育館と比べても若干安いような料金設定になってございますので。

（竹田）本会議で質問のあった菅野議員が100を乗じた利用ということで、この全面借りると何百万もするようなふうになるのですが、この100

を乗じた利用実績というのはあるのでしょうか。

(スポーツ健康課長) 菅野議員さんが本会議場でおっしゃられた内容にちょっと誤解がございまして、100を乗じた数というのは、例えば総合体育館をお使いになって、営利を目的として入場料を取る場合です。入場料を取る場合については、その入場料の最高額に100を乗じた額を利用料に加算をしてお支払いいただくということでございまして、1時間ごとにそれだけかかるということではないのです。菅野議員さんは、それは1時間ごとにかかるというふうにご理解されていたようで、後ほどそれについてはご説明に上がっておりますけれども、営利を目的として例えばチケットを販売した場合については、利用料金に最高額、例えば3,000円でしたら3,000円の100倍の加算額になりますよということになります。100人以上恐らく入りますので、営利を目的として行う場合は多分1,000人以上の方を入れて興業を行うのだらうというところでそのような規定を設けさせていただいておりますが、これは近隣の北本市ですとか桶川市ですとか三芳なんかも同じような形で設定をさせていただいているところでございます。

(竹田) 実績。

(スポーツ健康課長) 今までそのような実績はございません。

(竹田) 以前鴻巣相撲とかってやりましたよね。私もこの周りで見させていただいたときに、利用料金というか、チケット買ったというちょっと記憶があるのですが、それはさっきのこの100を乗じたという部分ではないということで解釈。

(スポーツ健康課長) 恐らく相撲に関しては主催に鴻巣市が入ってございますので、鴻巣市が利用する場合には免除になっております。大抵それだけ大きなものを催す場合には主催の中に鴻巣市が入っていたりということが今までありますので、そういう意味ではこの規定が適用されたものというのは今までないということでございます。

(竹田) あと、市が利用する場合ありますよね。例えば体育利用以外の、例えば産業祭とか、健康まつりとか、そういう利用というのはどんなふうな活用なのでしょうか。このところに活用も出ているのですけれども、

利用料金を払っていただくのですよね。産業祭をやる課から、体育のほうというふうにちょっと私受けとめているのですが。

(スポーツ健康課長) 料金規定の中に減額免除規定というものもございまして、市が主催するものについては全額免除という形になっております。あるいは減額につきましても規定がございます。体育協会ですとかレクリエーション協会、スポーツ少年団等の主催するものについては半額であったりというような規定もございます。

(竹田) 16歳未満はトレーニング室はだめですよというふうに規定が両方にあるのですけれども、今オリンピックに向けて若い人たち、10代の人たちが非常に活躍していますよね。そういうところで言うと、16歳未満はだめという規定を設けている要因というのは何なののでしょうか。

(スポーツ健康課長) 16歳未満についてはまだ筋肉、骨格がきちんと完成されていないという部分で、スポーツ医学的に16歳未満にウエートトレーニング等を行わせるのは適当ではないという判断で、これはどこのスポーツ施設に行っても、16歳未満にはウエートトレーニング等はさせないというのがほぼ同じような見解で運営をされているところかと思えます。

(加藤) では、何点か質問させていただきます。

まず1点なのですけれども、総合体育館とコスモスアリーナの料金が違うというのは、面積とかの関係でというふうなことの説明があったかと思うのです。では、例えば面積が違うというのは、アリーナの中で卓球をするとか、バドミントンをするとかと、それありますよね。そうしますと、面積が違うというのは、ではコスモスのほうは例えば卓球であれば10面とれるというのか、卓球台使うのが10個使える。だけれども、総合体育館……総合のほうは10個使えるけれども、コスモスアリーナは8個きり台が置けないとあって、そういう面積ぐらいの違いというのはあるのですか。

(スポーツ健康課長) 面積について言いますと、コスモスアリーナに関しては、バレーボールコートでいいますとメインアリーナが2面になります。それから、総合体育館については3面分とれるような広さになっ

ています。単純に言って1.5倍ということではないのですけれども、バレーボールコートでいうと3面と2面、あとコスモスアリーナのほうにサブアリーナがございますので、そちらのほうでバレーボールコートは1面とれるような形にはなっております。ただ、料金体系はサブアリーナはサブアリーナの料金、メインアリーナはメインアリーナの料金ということで分けさせていただいております。今卓球台が何台というお話がございましたが、通常卓球については両体育館とも卓球室がございますので、卓球室のほうをご利用いただいて、卓球台1台につき幾らというような料金設定をさせていただく。今回については1台200円という形で、1時間の料金設定になろうかと思えます。

(加藤) 先ほどバレーボールの関係ですと2面と3面の違いがあるというふうなことですけれども、そういうのってやはり市民がとっさに理解ができるのでしょうか。必ずしも3面を使いたいから、では総合体育館を使うとかというふうなことになればいいのですけれども、例えばそんなに大人数ではなくて、バレーボールをやる、でもやっぱりメインアリーナを使いたいといったときに、全部使わなければ空間ができるわけですよね。そういう中で、2面か3面かによって使う人数ももちろん変わってくるかと思うのですが、そういう理解って市民の方たちが理解することができるのでしょうか。料金が違うわけですね、コスモスと総合のほうが。

(スポーツ健康課長) 通常市民の方がお使いいただく場合には、バレーボールでありますと2面、3面ととられる方はほとんどいらっしゃらないので、バレーボール1面分という形をご利用になります。そうしますと、コスモスアリーナをご利用いただく場合は、メインアリーナであれば2分の1面、総合体育館でありますと3分の1面という料金設定になっておりまして、コスモスアリーナはメインアリーナを使う場合は2分の1面、それからサブアリーナでいいよということであれば、サブアリーナ全面の利用料金という形で、それぞれすみ分けをさせていただいてご利用いただいておりますので、それはもう今も同じような使い方をされておりますので、全面を一気に使うというのは、多分連盟でしたり協会等の大きな大会のときにご利用になるということ以外には全面使うとい

う例はほとんどないような状況でございます。

（加藤）では、別件に行きますけれども、先ほど100を乗じての話なのですが、それは入場料をとって、興行的にというふうなということでしたよね。例えばダンスパーティーというか、ダンスの大会をやるという、そういうことがあったとします。その人たちは入場料ではなくて、参加するからにはその人たちも多分お金をみんなそこへ出して、来るようになるかと思うのですけれども、そういうときというのはどういうふうにかこの料金が設定されるのですか。

（スポーツ健康課長）今おっしゃっているダンスのというのは、その主催者が営利を目的として行っているものではないかと思imasuので、その大会に参加するための参加費用という形だと思います。その場合、この掛ける100の条件には当てはまりませんので、あくまでも興業、営利を目的とした主催がいて、不特定多数の方を集めて入場券を売りさばいて行う場合はこういった規定がありますよということであって、例えばバレーボール大会であったり、卓球大会であったり、バドミントン大会も同じなのですけれども、参加費というのは必ず皆さんお支払いをされているかと思imasu。それについて入場料を取っているというふうにはみなしておりませんので、この規定は当てはまらないかと思imasu。

（加藤）今のダンスの大会的なものなのですけれども、実はちょっと私市民の方からそういう相談を受けて、コスモスアリーナを使いたいというふうなことがあったのです。体育館に主催者の方が行ってこうしたのですけれども、なかなか結構何百人って来るといふふうな内容だったのです。そうしますと、やはり予約はしておかないと、実際のやるという行事ができない、もう借りられるということがないといけないといふふうなことも、だから鶏が先か卵が先かの話になってしまうのですけれども、そういうのというのは、あそこの指定管理になっているそこでそれがそういうものというのがいついつ使いたいということで、いついつから借りられるとかってありますよね、団体的なものでそういうあそこほとんど全てを借り切るといふふうなことにはなるわけでしょうけれども、そういうのというのは指定管理を受けているところが決定していけ

るという状況になっているのですか。

（スポーツ健康課長）これについては、前の年度に、翌年度の大きな大会については市内の団体に対してスポーツ健康課のほうから問い合わせを行っております。対外的な市外の方も集めて行う大会等も含めて、埼玉県の何々連盟の傘下にある鴻巣市何々連盟の主管する大会であったりというのも含めてお伺いをして、そういったものを先に入れた中で、今の市外の例えば全然鴻巣市と関係のない団体の方がそういった形でとりたいという場合については、スポーツ健康課のほうにご相談に来ていただいております。その都度判断をさせていただいておりますので、指定管理者がいいですよとか、それはだめですと言うようなことはございません。お話が指定管理者にあった場合についてはスポーツ健康課のほうに必ずそれが上がってくるような形になっております。

以上です。

（加藤）前年度の中でそういう計画があるときには、それはスポーツ健康課のほうに相談すれば、可能であるというふうなことになるわけですね。

では、その次に行きます。パークゴルフ場なのですけれども、年間のこの前の本会議の中で利用者が4万9,802人が利用というふうな、そんな答弁があったかと思うのです。この人数の中には……これの人数掛ける、でも違いますね、1日券というのがあるわけですから、全てのを500円掛ければいいということではないですけれども、これでどのぐらいの利用料金が上がっているのでしょうか。

（スポーツ健康課長）使用料金につきましては、当日使用料金と回数券の販売がございしますが、平成27年度の実績で申し上げますと、当日使用料金が851万1,500円、それから回数券の販売が1,524万6,000円、合わせて2,375万7,500円の売り上げになってございます。64.17%が回数利用券の販売実績になります。

以上です。

（加藤）コスモスコースとパンジーコースでしたっけ、何か2つとにかくあるわけですよ、18ホールが2つあるわけですけれども、それを両

方をやって500円というふうなことになるわけですね。1日券の800円というふうなことがあるわけですが、1日券ですから何回やろうが1日800円でできるという設定になっているかと思うのですけれども、その話をしたときに、ではその500円で両方のものをする人と、1日券で800円のお金を支払って、本当にその人が1日券で利用されているのか、500円であれで、そういうのって監視というかチェックしているのかねと市民から言われたのです。それで、はっと思って、そういえばあそこのプレハブのというか、あれが事務所が2つあって、その中にはいますけれども、実際にやっている人があっちとこっちでやっているとか、1日やっているかなんて、そんな見て回っているわけではないと思うのですが、その辺は信用の中でやるということにはなっているかと思うのですけれども、その辺って500円きり払ってなくて、また戻ってやったとか何かって、そんな話というのは聞こえたことはないのですか。

（スポーツ健康課長）おっしゃるとおり、四六時中監視をしているわけではございませんが、500円で1日やっているという方は聞いたことはないです。というのは、ほぼ顔見知りになってくるのです。受付の方とも、ほぼ毎日のように来られている方が多いですから、そうしますとやっぱりそういう不正はできなくなるというか、500円でずっとという方、余り800円で1日やられる方はいらっしゃらないものですから、ほとんどが500円で36ホールで満足して帰られるという方が多い状況でございますので。

（加藤）それと、料金の関係なのですけれども、前任者もありましたけれども、やはり、今金額私も覚えていませんが、かなりの税金をここへ投下しながら1年間、指定管理としてやっているのはパークゴルフだけでなく、あそこのスポーツ関係は全体をやって指定管理していると思うのですが、パークゴルフ場だけでもかなりのやはり税金が投下されていると思うのです。いろいろトラブルあったりとか何かということ、なかなか市内と市外の方の見分けはつかないし、そういうせっかく仲よしになって、市内の人はこうで、市外の方は高い料金払うとかというので、い

ろんなふぐあいもあるというふうなことも、それはわかることはわかるのですが、やっぱり図書館とかああいうところというのはもう本当に数年前から相互利用というふうなことで、お金がかかるわけではないですから、近隣のそういう市町村との相互利用ということでもいいかと思うのですけれども、図書館だってもちろん指定管理でお金かかっているわけですが、お金を個人が払うわけではありません。そういうことで、多くの方が利用してということもあるかと思うのですが、やっぱり何かちょっと、税金をここに鴻巣市だけが投下する中で、わずか30%から三十数%の方が市外の方だ。市外の方がそれだけ来て利用していただいて、それだけ利用料も入るわけだからという話ももちろんありましたけれども、例えば今12枚と、今まで11枚が12枚になることで、本当に私も市民にやっぱりかなりの、先ほど黒字にはなっていないとおっしゃっていましたが、かなりこのパークゴルフ場は、ほかのいろんなところから比較しますと、ほかはお金もらっていないから、そういうのはどうかということとはわからないかと思うのですが、かなり利用者がいるというふうなことで、やっぱり市民も市民に何か還元してもらえないかと、そんな話をされたことがあるのです。それもつい最近の話だったのですけれども、たまたま11枚が12枚つづりになるということで、その人たちのそういう念願も多少はかなうなと思ってうれしくもちろん思っているのですが、例えば市外の方には、今までどおり回数券を買われたときには11枚で、つくってしまうとあれかもしれないのですけれども、料金は同じでも、11枚つづりでというふうな、そういうことも……免許証どうかこうとかというふうなことでなくて、それはほかの映画館とか行っても、今ほとんどそういう証明書なんか見せなくても、シルバーですよと言えば、見るからに……年齢は見てわかるでしょうけれども、市内か市外は顔見てもわからないかと思うのですけれども、何回も利用されている方なら、やっぱり市外だと12枚ではなくて11枚なのだということは、自然とその1枚の中でこうというふうなこともできると思うのですけれども、そういう可能性を秘めた中でそういうことも考えてはと思いますけれども、いかがでしょう。

(スポーツ健康課長) 市民に優遇というお話でございますけれども、今現在埼玉県内にごございますパークゴルフ場の中で、市外料金ですとか市民を優遇しているところというのがほとんどございません。吉見にごございます総合運動公園のパークゴルフ場が県営でございますので、県外の方は幾らと、1.5倍というような規定を設けているところはありますけれども、ほかのパークゴルフ場についてはほとんど市内、市外の別を分けておりませんので、やはり鴻巣市の市民の方もほかのところへ行ってやられる場合も、パークゴルフを行う場合もあります。結構周りの市町村が鴻巣市のパークゴルフ場を視察にお見えになっておりまして、今後多分どこの市町村も設置をされるのだと思うのですが、今現在の鴻巣市のこの規定をもとに多分価格設定等をされてくるかと思っておりますので、できれば余り市外と市内を分けないほうがいいのではないのかなというような気はしているところでございます。

なかなか身分証を見せていただくというのも、高齢者の方に免許証というのは、逆に今高齢になったら免許証を返上しようというふうに言っている中で、免許証を見せてくださいと言うのもどうなのかなというところと、それから保険証も今1人1枚のカード式になっておりますけれども、それを持ってお見えになられて紛失してしまったりとかということの危惧もありますので、なかなか身分証を見せていただくというのも難しい面がありますので、担当課といたしましてはそのようなことで難しいのかなというふうに考えてございます。

(委員長) 加藤委員、あと1分ないので。

(加藤) このパークゴルフというのは本当に北海道が非常に盛んで、私なんかは吹上町のとときに町長たちと一緒に、町長が作りたいたいということで視察に行って、標茶というところで実際パークゴルフやってきて、これは楽しいというふうなことで、その当時の町長もそんなことでこれつくって、こんなに利用がやはり増すというふうなことは、ここまでの利用者が……ちょうど今団塊の世代の人たちが定年退職されてというふうな、そういうこととがちょうど一緒になって、先が見えていたといえれば見えていたのでしょうけれども、そんなことで本当にこれはいい施設

だなどというふうに思うのですが、できれば市外とのそういうことが、多少税金の自主財源の中での緩和されればいいなというふうに思っています。

以上です。

（潮田）ほかの委員が何度も言っていることなので、またさらにでちょっと申しわけないのですけれども、このパークゴルフの回数券、12枚つづりの分だけ、これを買うときだけ身分証明書を提示するとかというような形でやるのは、同じ条例の中で施設利用のほうについては北本、桶川と鴻巣というふうになっているわけですから、北本、桶川の場合、それ以外、北本、桶川と鴻巣は同じで、それ以外は料金設定違うというふうになっているわけですから、ちょっとこれはどんなものでしょうか。これ指定管理者のほうに提案をしてみて、指定管理者のほうでできるようなことを少し考えてもらうとかということはどうでしょうか。

（スポーツ健康課長）即答はなかなか難しいところなのですけれども、回数券を利用される方がほぼ6割5分ぐらいの方が回数券を利用しているというところで、回数券を購入するときだけ身分証をとということではございましたけれども、先ほど来申し上げていますように、これから多分でき上がるであろう近隣の市町村の動向も見させていただいて、その中でまた検討をさせていただくというようなことで考えてさせていただければと思っております。場合によっては鴻巣市の人に頼んで回数券を買っていただくというようなやり方が横行すると、またこれもめぐりの一つになってしまいますので、その辺のところも含んで、今後も検討課題とさせていただければと思います。

（潮田）わかりました。

先ほど田中委員のほうから照明料金のことがありました。これは今回から込みになるということでしたけれども、前の条例のときには、もう少し明るくしてほしいというときの申し出があった場合について追加料金、そうすると今回これ込みになるということは、もう少し明るくしてくれということとは言えなくなるということなのか、どういうことなのでしょうか。

(スポーツ健康課長) 決してそういうことではございませんで、確かに前のコスモスアリーナの中ではもう少し明るくしてほしいという場合については料金いただいていたけれども、今回込みの値段になりましたので、それはある程度限界はありますけれども、例えばバドミントンを1面やるのにメインアリーナ全灯にしてくださいというのはちょっと通らないかとは思いますが、もう少し明るくしてもらわないと、ちょっと怖くてできないのですという場合には、それはそれで対応させていただくことになっております。

(潮田) そうすると、それはその団体の申し出によりということでしょうか。

(スポーツ健康課長) 申し出ていただければという形になりますけれども、通常管理している指定管理者のほうで、照度と申しますか、バドミントンであればこのくらいの照度、バレーボールであればこのくらいが適正というのがありますので、その照度については確保した中で、ただこれではちょっと、もうちょっと明るくしてほしいという要望があれば、申し出をいただく中で対応させていただくという形になります。

(潮田) わかりました。鴻巣市の体育施設については、唯一インターネット予約ができるシステムになっているかと思うのですが、このインターネット予約と、今実際窓口申し込みというのものもあるかと思うのですが、その比率ってどんなものなのでしょうか。

(スポーツ健康課長) 済みません。比率についてははっきりした調査をしてございませんけれども、窓口で申し込んだ場合も受付の者がそのインターネットを開いて、そこで登録するような形になりますので、基本的には全てシステムを通した予約の仕方の形になっております。利用される2カ月前の1日から7日までの間に市民に限り抽せんに参加できるという形になっております。毎月の8日に抽せんをさせていただいて、それ以降あいているところについてはどなたでも予約ができるという形になっております。

(潮田) 実際に総合体育館とかコスモスアリーナの稼働率、何%ぐらいなのでしょうか。

(スポーツ健康課長) 稼働率というのはなかなか出すのが難しいのですがけれども、正直言って100%をどこに持っていくか、全て埋まることが100%で1時間もあきがなくということで、なかなか出すのは難しいという状況ではありますけれども、土曜日、日曜日に限って言いますと、ほぼ埋まっているような状況でございます。ただ、1カ月に土日が最低でも8日間ぐらいございます。多いときでは10日間ぐらいありますけれども、そのうちの2日ないし3日、土日の中で2回ないし3回は、大会ですとか全く個人が使えないような状況にはしないような形で埋めているようなところでございます。

(潮田) トレーニングルームのほうの稼働率というかはどのくらい混んでいる、物すごく混んでいて待ち時間があるとかというような状況なのか、今回金額が変わることによってどのぐらいになるかはあれですけれども、今現在はトレーニングルームというのはそれぞれ、コスモスアリーナと総合体育館と、どのような状況なのでしょう。

(スポーツ健康課長) 比較的トレーニングを3時間も4時間もなさる方はいらっしゃらないので、大体2時間以内でお帰りになりますので、混み合う曜日、時間帯、土曜日ですとか日曜日の午後というのはある程度混んでいる時間帯はございますけれども、順番を待たなければできないというような状況ではございません。アリーナも総合体育館もある程度入り込める余地はあるかと思いますが、ただコスモスアリーナのほうが面積が狭いものですから、同じ人数入っていても、コスモスアリーナのほうが混んでいるかなというような印象は受けます。

(潮田) 済みません。もう一回ちょっとパークゴルフの件に戻ってしまうのですがけれども、これ前にも委員会でやったのですがけれども、利用者さんのほうから軽食とか、飲み物は置いてあるのかな、けれども軽食とかを買えるようにできないかというような提案があったときに、移動販売車が来るとかというのは、それはここでは移動販売車とかというのはいけないという理由は何か、どういう規制でダメなのでしたか。

(スポーツ健康課長) 以前そういったお話あったときに、移動販売車をどうだろうかということで、そういったご提案というか、いけないとい

うことではなく、こちらのほうから指定管理者あるいは移動販売等を行っているところに打診はした実績があるかと思いますが、実現はしなかったということでございます。多分保健所への届け出が必要になるのかなとは思いますが、移動販売車ということであると、こちらのほうが行うわけではなくて、委託というような形で来ていただくというようなことにはなるかと思うのですが、一時コーヒーを入れる移動販売車は何回か見かけたことはあるのですが、やっぱり売れ行きで、そこに来ることによって売れ行き、上がりがあれば多分お見えになるのだと思うのですが、なかなか皆さんご自分で持ち込まれたりとか、あそこ出前を頼めばすぐに持ってくるようなところですので、移動販売車の多分売り上げが余りなかったのではないかと思います。

（潮田）そうすると、今のお話だと、移動販売車が来たい分には来ても構わない、そこで販売をすることは可能であるという判断ということなのではないでしょうか。

（スポーツ健康課長）手続は必要になりますけれども、禁止をしているわけではございませんので。

（潮田）その手続というのは、市のスポーツ健康課のほうに問い合わせをすること、または指定管理者のほうのことなのではないでしょうか、どちらになるのでしょうか。

（スポーツ健康課長）スポーツ健康課のほうへご相談をいただいて、行政財産使用の許可という形になります。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（竹田）2点です。1点目が、なぜこの時期に総合体育館の値上げになるのかという点では、市民の方からは議員報酬を上げているのに、一方では自分たちの負担をふやされるという思いがあるという点で反対です。

2点目が、総合体育館の値上げにより利用者が少なくなることを予測しての料金改定ですが、コスモスアリーナに利用者が流れるということも予測していますが、交通手段がない人とか、それから負担能力がない人は基本的には行けないということになります。そういう点で2点を指摘し、反対とします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第10号 鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時53分)

◇

(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第14号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりましたが、ちょっと1つ確認したいことがありますので、暫時休憩します。

(休憩 午後1時25分)

◇

(開議 午後1時26分)

(委員長) では、再開いたします。

(福祉課長) 先ほどの補正予算の歳出の説明につきまして、14ページの権利擁護人材育成事業補助金につきまして、説明の中で「県の負担金」と申し上げてしまいましたが、「補助金」の誤りでございます。訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

(委員長) では、そこのところのは全部補助金ということですね。わかりました。

それでは、これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(潮田) 歳入と歳出と両方ありますけれども、とりあえず歳入のほうで聞いておきます。6ページの民間保育所施設整備事業のところでは108万7,000円か、これが防犯対策追加交付ということでしたけれども、具体的にどこの園にというのまで先ほど説明がなかったと思うのですけれども、よろしくお願いいたします。

(保育課長) 3園の内訳になりますが、ゆめのはなこども園にフェンスの修繕です。それから、どんぐりっこ保育園さんがカメラの設置です。それから、風の街保育室さんがカメラの設置ということです。以上です。

(潮田) 家庭保育室は全てなくなったのでよろしいのでしたっけ。全て小規模事業所になったということではよろしいのでしたっけ。

(保育課長) 認可外の家庭保育室は、市内では一つも今現在ございません。

(潮田) 続きまして、同じくそのページの陸上競技場整備の改修事業のところでは、レベル3種ですか、具体的などというものが3種というものを指すのか、ちょっとどういった大会対応とかというようなことを示していただけますでしょうか。

(スポーツ健康課長) 3種でございますが、第3種のくくりは都道府県単位の大会が実施できる陸上競技場という形になっておりまして、これに該当する場合の条件というのがいろいろとございますので、それに合致するように再整備を行うということでございます。

(潮田) 前にあそこの陸上競技場のスタートの音が聞こえづらいということが言われたことがあったのですけれども、そういったことも含めた

整備だったかどうか。

（スポーツ健康課長）スタートの音が聞こえづらいというのはちょっと聞き及んではいけないのですけれども、そういったスターティングブロックのところにつくスピーカーですとか、そういったものも全て含めて、陸上競技で使われる砲丸ですとか円盤ですとか槍ですとかという、そういった備品類も含めて、3種であればこれだけのものをそろえなければならぬとか、あと走る路面の状況なども事前に指摘をいただいて、ご指摘をいただいたところを直していくというような形になっております。当然計測システムなども年数がたったものについては更新しなければならぬというような形のものもございます。

（潮田）前にスターターの音が、その電子音が……熊谷の陸上競技場は、あれは国レベルの、またレベルが違うのかもしれないのですけれども、鴻巣の競技場のは風の向きによってはスタートの音が聞こえなくて記録がちゃんととれないという苦情をいただいたことがあったのですけれども、今回はそういったスタート音のそれも、先ほどスピーカーという話がありましたけれども、そのスタートの音とかということについて特に何か、そういったものはなかったのでしょうか。

（スポーツ健康課長）特にスタートに限ってどうこうというようなご指摘はございませんでしたが、基本的にはシステムの基準というものがありますので、日本陸上連盟の公認を受けているシステムという形になるのかなと思います。

（潮田）わかりました。

あと、12ページの国庫補助金のほうです。民生費国庫補助金、社会福祉費補助金の地域介護福祉空間整備等交付金、介護ロボットについて10分の10という話がありました。これは、国がやはり介護ロボットかなり進めているのですけれども、実際鴻巣市内ではどこの施設でどのような介護ロボット導入ということになっているのでしょうか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）今回申請がございましたのは8事業所ございます。事業所名といたしますと、特養の鴻巣たんぽぽ翔裕園、それから特養の川里苑、それからデイサービスソレイユ燦燦、そ

れから定期巡回なでしこ、デイサービスの介護のさくら、それから馬室たんぼぼ翔裕園、それから上谷の翔裕園、それとさくらの里、以上8事業所で、内容につきましては幾つか種類がございまして、まずベッドから離れたところで心拍数ですとか呼吸、体の動きとかがわかる、遠くから見守れるもの、そういうものが1つございます。それと、あと実際体につけまして持ち上げたりおろす動作を楽にするパワースーツみたいなものもございます。それからあと、これはソフトバンクのペッパー君というようなコミュニケーションロボット、そちらも1事業所ございます。そういうものが大きな種類になっております。

以上でございます。

（潮田）今言われた施設のうち、8事業所のうち施設型のものとそうではないものがあるかと思うのですけれども、施設型のところはそこに設置するものだからいいのですけれども、そうではないところではどういったものになるのでしょうか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）基本的に特養ですとかデイサービスという形になっておりまして、1件だけ定期巡回なでしこさんがございます。こちらにつきましては、見守り介護ロボットということでケアロボによるコール、多機能の呼び出しですとか、あと徘徊防止を図るようなセンサーを取りつけてございます。あと、そのほかについては施設、デイサービスで使うということでございます。

以上です。

（潮田）児童福祉費補助金の保育対策総合支援事業費補助金、ICTの活用をするということで話がありました。このICT活用もかなり国が力を入れて新しくやるように思うのですけれども、実際にICTの活用というのは保育所の中の保育士がやるのでしょうか、事務方のほうがやっていくものになるのでしょうか。

（保育課長）この事業の目的は、保育士の負担軽減ですので、保育士のためのもとなります。

以上です。

（潮田）それを使いこなせるかどうかというのが問題だというふうに聞

いているのですけれども、お金をかけて、国からもお金が出てやるものの研修とかというのは市のほうでやる予定はあるのでしょうか。

（保育課長）それぞれの園で入れるシステムが違いますので、それぞれの園で研修を行って使用することになると思います。

以上です。

（潮田）導入したものが無駄にならないように、なかなかこれが使い切れないのではないかというのをとても心配しておりましたので、その園に任せるということで、それについてはその後市のほうから国から来た補助金がちゃんと使われているかどうかということのチェック等を行っていますのでしょうか。

（保育課長）特に行う義務等はありませんが、やはり新しい業務ですので、様子は伺いたいと思っております。

以上です。

（潮田）次に、13ページ、教育費国庫補助金の教育総務費補助金、私立幼稚園就園奨励費、これは対象人数は何人になるのでしょうか。今保育園のほうに行く子のほうがだんだん多くなってきておりますので、人数を各学年で大体何人ぐらいいるものかを教えていただきたいと思えます。要は1つの学年で保育園のほうに行く子と幼稚園のほうに行く子どのくらい割合になっているのかを知りたくてです。

（保育課長）済みません。学年別の資料というのは今手元にございませんで、学年別の資料はまた後ほどご提示したいと思えますが、見込み人数は当初園児数合計で1,510人を見込んでおりましたが、1,426人ということで84人の減ということになっております。

以上です。

（潮田）84人の減というのは、転出によるものなのか、または保育所のほうに移行したりとかということ、また認定こども園のほうになった場合もこの就園奨励金というのはなくなるのでしょうか。

（保育課長）今申し上げた数字というのは、見込みとの比較ということになっておまして、昨年度の実績との比較ではございませんので、昨年度の入所児童数、支給者の合計数が1,545人だったので、人数とします

と支給見込み者が1,426人ということで186人が減少しているということになるかと思いますが、馬室幼稚園さんが認定こども園に移行したので、ちょうど人数的にはそのぐらいの人数の差というふうになっております。

それから、あと1つはご質問……転出というよりも馬室幼稚園さんの影響であると思います。

以上です。

(潮田) 先ほどの説明でちょっと私が聞きそびれたのだと思うのですがけれども、16ページの寄附金のところの子ども教育ゆめ基金、これが組み替えて担当が変わるといふ、これはどういったことだったのか。子ども教育ゆめ基金の、ちょっと先ほどの説明がよくわからなかったのですけれども。

(学校支援課長) 年度当初にふるさと納税につきましてはこの事務を総合政策課が一括担当するという事になっておりましたが、寄附なので正確な金額が見込めない、そのためにこの3月で一括で組み替えと金額の補正を行うものとしたというふうになっております。

以上でございます。

(潮田) 了解しました。

歳出のほうになります。20ページ、3款民生費、1項社会福祉費、3目障がい者総合支援事業費の障がい者自立支援給付事業、これが毎回議会のたびごとに補正で増額になっているものですがけれども、年間の対象者数とかというのはわかるのでしょうか。

(福祉こども部参事兼福祉課長) 29年の1月末現在で支給決定者数が641人という状況でございます。

(潮田) その方の障がいによって給付内容も違うし、全然違うから1人当たりという計算にはならないと思うのですがけれども、これは自己負担分が1割のもので給付、だから自己負担1割で9割の分がこの金額ということよろしい。

(福祉こども部参事兼福祉課長) 給付費につきまして、自己負担につきましてはその方の所得に応じて変わってまいりますけれども、現在のと

ころ生活保護及び市民税非課税世帯の方につきましてはゼロ円ということになりまして、この方が大体550人ぐらいいらっしゃいまして、全体の90.5%という状況になっております。

それと、先ほど1人当たりのということで給付費がどのくらいあるかというようなことだったのですが、27年度の実利用人数というのが出てまして、こちらが538人いらっしゃいます。1人当たりですと、年間で大体270万円ぐらいのサービスを利用しているという計算になります。

以上です。

(潮田) わかりました。

民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費の中の児童扶養手当支給事業が、これが不用が出た理由というのはどういったことなのでしょう。

(こども未来課長) こちらにつきましては、対象者数が減となりましたので、それで歳出の見込み額が減という形になっております。

以上です。

(潮田) 対象者数が減になったというのは、転出をされたファミリーがあったということになるのでしょうか。金額でいうと結構な金額かと思えますので、どのくらいの人数の分になるのでしょうか。

(こども未来課長) 転出等もございませけれども、毎年8月に現況届を提出していただきまして、そうすることによって前年度の所得に応じてそこで額が変わって来たり、あと全部支給停止、所得が超過すると支給のほうをとまるような形にはなっておりますので、その辺で停止者がふえているということもございませ。年に3回ほどの定期払いということで、4月、8月、12月にそれぞれ支給月の前の4カ月分を支給させていただいているところなのですけれども、その中で例えば平成27年の3月末現在では660人の支給対象者がいたわけなのですが、28年の3月末現在では651人、27年の7月末時点では690人、28年の7月末現在では659人、27年11月末現在では697人、28年の11月末現在では660人ということでそれぞれ減になっている状況でございませ。そのために支給額のトータルが減となっているところではございませ。

以上です。

(潮田) これ、でも1,100万円分も減というので、1,100万円って何人分の減ですか。

(こども未来課長) 何人分というところまではちょっと計算のほうは、一部支給の方につきましては幅がございますので、1人当たり幾らということではないのですけれども、あと当初28年の8月から2種加算、3種加算それぞれ5,000円から1万円になったり、3,000円から6,000円ということで倍額になっているのです。その額を見込んでの予算ということでやっておりましたけれども、そこまではふえなかったという部分がございますので、それも含めまして1,100万円の減ということになっております。

以上です。

(潮田) 私としては、加算になったからふえるとか、そういうのかなと逆に思っていましたので、ここで減になったのがとても不思議な思いでいましたので、わかりました。

26ページ、教育費、教育総務費の中の教育指導費、子ども教育ゆめ基金の……前にも少し聞いたのですけれども、現在の残高と毎年の支出の大枠を確認したいと思います。

(学校支援課長) 2月16日現在になります。2月16日現在残高が1,091万5,188円となっております。そのうち中学生海外派遣に支出する金額でございますが、平成28年度は125万円、こちらをゆめ基金から繰り入れいたしました。

以上です。

(柴寄) では、歳出のほうで何点かお聞きしたいです。21ページのひなちゃんの件なのですけれども、550万、これ、済みません、もう一度、ちょっと聞き取れなかったのですけれども、説明をお願いしたいのですけれども。ひなちゃん子育て応援基金積立金です。

(こども未来課長) こちらにつきましては、28年度の積立金の予定ということで、ふるさと納税の寄附金のほうを500万見込んでおります。それから、一般といいますか、それ以外の直接の寄附金のほうを50万見込みまして、トータルで550万円を積み立てるというものでございます。

(柴 寄) 寄附金で、それ見込みで基金のほうにそういうので積み立ててしまうということですね。もしふるさと納税のほうで入ってこなかった場合には戻すということなのではないでしょうか。

(こども未来課長) 積み立てる金額につきましては、実際に入ってくる寄附金のほうになります。ですので、仮に歳出のほうに予算がないということであると、例えば寄附金が10万円、20万円入ってきたときに積み立てる、歳出するお金がないという状況になってしまいますので、見込みという形で計上させていただいているところです。

以上です。

(柴 寄) 続いて、27ページの一番下、児童就学援助事業の中で要保護世帯児童就学扶助ということで306万9,000円、この扶助ということと、23ページの生活保護扶助事業の中で扶助事業の中で今回は補正は入っていないですが、教育扶助という項目もあると思うのですけれども、これと今言った27ページのこの扶助との違いをちょっとお聞かせ願いたいのですけれども。

(福祉こども部参事兼福祉課長) 生活保護につきましては、最低生活費が基準を上回るかどうかで保護世帯になるということなのですけれども、その生活保護基準の1.1倍(P 59に訂正あり)の基準までの方が準要保護になるということでございます。

以上です。

(柴 寄) そうすると、収入等で……

(福祉こども部参事兼福祉課長) 済みません。何かちょっと古かったようです。1.3倍だそうです。

以上です。

(柴 寄) 収入等でどちらに入るかというので違うという認識でよろしいのですか。

(福祉こども部参事兼福祉課長) 27ページの準要保護世帯につきましては、生活保護に至らない方、そこまでの生活保護の最低基準生活費を下回らない方というのでしょうか、生活保護に該当しない方が、すれすれの方といたしましょうか、先ほどの1.3倍までの範囲の中に入る方が準要保

護に該当するという事で、全く別の制度ということでございます。  
以上です。

（柴寄） 済みません。質問の仕方が悪くて申しわけありません。よくわかりました。

続きまして、27ページの小学校の施設改修事業のマイナスと、28ページの中学校の改修事業、これ両方なのですけれども、マイナスなのですけれども、これは簡単に言うと来年に繰り越しということによろしいのですか。

（教育総務部副部長兼教育総務課長） これは繰り越しという形ではなくて、今年度の当初予算の中で小学校については南小学校の大規模改造工事、それから中学校については南中学校の雨漏りの改修設計のほうを終了して、そちらの入札のほうの執行残ということになりますので、繰り越しという形ではないです。

（柴寄） 済みません。もう一度、23ページの生活保護扶助なのですけれども、25世帯増ということで、全体で何世帯なのかと、あと25増ということとは要らなくなったというか、マイナスというか、もう要らないよというふうになった世帯も含めて、プラス・マイナスで25ということなのでしょうか。

（福祉こども部参事兼福祉課長） 生活保護世帯の数でございますが、平成29年の1月末日現在の世帯数が621世帯でございます。被保護人員が807人ということで、前年度末と比較しますと24世帯の増、13人の増加ということで、保護率につきましては0.69%で県下で3番目に低い状況、また被保護人員については増加率につきましては107%ということで県下で2番目に高い状況ということになっております。

以上です。

（竹田） 今の生活保護の世帯の件からちょっと質問させていただきますけれども、29年1月1日現在621世帯807人受給しているということですよ。県下で3番目に低いって。保護率が低いのだよね。ということは、それはどういうことを意味しているのですか。結構保護を受ける人がなくて済むということなのか、いわゆる水際作戦ということは基本的に

はないということの解釈でいいのかということをお聞きしたい。

（福祉こども部参事兼福祉課長）生活保護世帯につきましては、人口に対する生活保護を受けている方の割合ということで、その保護率が低いということで、こちらの生活保護の窓口につきましては申請権の侵害ということが一番今懸念されておりました、この辺につきましては特に注意をして窓口対応をしておりますので、保護率が低いからといってそこで追い返しているとか、そういったことは一切ございません。以上です。

（竹田）小田原のようなこともあるだけに、やっぱり憲法第25条に基づいた対応をしていただくことだと思うのですが、鴻巣では憲法第25条に基づいてこういう制度があるのですよということで、説明にも書いてあるから、それは大丈夫だというふうに思いますが、ただし一番懸念するのは保護を受けるに当たって、例えばおうち、いわゆる資産、我が家があって、でも現金がない、生活に困っているという人に関してはちょっと例としてどんなふうに対応しているかだけお尋ねします。

（福祉こども部参事兼福祉課長）65歳以上で持ち家の方につきましては、リバースモーゲージという制度がありまして、その資産を活用していただきまして、その方が生きている間は、ただその資産価値が500万円以上でないとそのリバースモーゲージの制度を活用できないのですが、500万以上の価値があるお住まい、土地、家屋含めてですけれども、そういった方につきましてはその資産を活用していただく意味で、まずはその制度を受けていただいて、その方が生きている間はずっと住んでいられると。生活費等不足分については生活保護を受けられるという状況になっております。

以上です。

（竹田）ということは、500万以上の人はそういうことで資産価値があるから活用できるようにするということですが、以下の方はどうするのかということと、蓮田でしたっけ、自分の知っている不動産屋さんとの関係でちょっといろいろ利益をとるというふうなこともあったりとかし

て、そういう部分についてはどんなふうに徹底されているのか。

（福祉こども部参事兼福祉課長）蓮田市のような感じの生活保護担当のほうで不動産をあっせんするということは一切やっておりません。保護者自身が自分で任意の不動産屋さんを見つけていただいて、その基準内に合ったアパートを探していただくと。また、先ほどの500万以下のリバースモーゲージの制度が使えない世帯の方につきましては、住宅扶助費を出すよりもかえって住みなれたおうちで生活したほうがその方にとっていいという場合もございます。資産価値のない場合につきましては、住宅扶助費との比較でそのままお住まいになっていただいて、処分はせずに生活扶助費あるいは医療費扶助、必要な保護を実施していくという状況になっております。

以上です。

（竹田）というのは、私あえてしつこく質問させていただいたのは、今公的年金、いわゆる老齢年金の部分が非常に下がって、65歳以上の人の生活費とかいろいろ計算してもらおうと生活保護よりも低い水準の年金しか受給していない方がいらっしゃって、そういう方は持ち家があるからだめなのだとということで、生活が大変だけれども、結構皆さん頑張っておられるという人も私は中で聞くものですから、やはり最低限の生活を保障するという点では、私がPRするのかわかりませんが、そういう制度があるということ、さっきの受給率が県下で3番目に低いという部分も含めれば、もっと健康で文化的な最低限度の生活を保障できる生活保護の制度についてももう少しPRが必要ではないかと。持ち家の部分でもその部分も含めてPRが必要ではないかというふうに思うものですが、どうでしょうか。そういう制度についてももう少し周知するお考えがあるかどうかお尋ねしておきます。

（福祉こども部参事兼福祉課長）このところ、生活困窮者の相談支援事業を始めまして、生活保護世帯の実質掘り起こしになっている部分はあると思います。そのために生活保護の担当窓口にも多くの方が相談に見えられます。また、生活困窮者の相談窓口に行った方も保護に該当する方につきましては、こちらの生活保護担当のほうにもご案内していた

だいておりますので、そういった双方で窓口を多く設けまして、保護に該当になる方につきましては周知をしているというところでございます。

以上です。

（竹田） 済みません。順序が逆になって申しわけありません。21ページの後期高齢者の健診事業で同額になっています。そういう点では、結構受診率も上がっているのかなとちょっと感じましたので、受診率を教えてください。

（国保年金課長） 後期高齢者の健康診査につきましては、当初のほうで5,200人ほど予定していたのですけれども、210名ほど増加させていただきまして補正のほうをとらせていただきました。受診率につきましては、対象者1万3,172人に対して5,412人の受診者、受診率41.1、昨年と比べて0.8%ほど上昇しています。

以上です。

（竹田） 20ページですけれども、国民健康保険事業特別会計繰出金で、これはいわゆる低所得者分の法定減免分だけですよ。

（国保年金課長） 国民健康保険に対する繰出金は、保険税軽減分として法定分と、あと保険者支援分として法定分という形で繰出金のほうの増額をさせていただいております。

（竹田） ということは、国保会計がこの後補正で出ているのですが、法定外、いわゆる市が単独に入れる分というのはどのくらいあるのでしょうか。

（国保年金課長） 平成28年度に法定外の国保に対する繰入金はございません。

以上です。

（竹田） 済みません。そしたら、国保のほうで聞けばいいのか、一般会計で聞けばいいのかよくわからないけれども、繰り出し分であれだった、法定外繰り入れを行わないというふうに至った経過だけちょっとお尋ねして。

（国保年金課長） 法定外繰り入れにつきましては、基金の保有金額とい

う部分との調整がございます。現在国民健康保険の法定外の繰入金は11億3,000万円ほどあります。取り崩しがありますので、年度末についてはこれを下回って、6億、7億程度になるのですけれども、こういった状況の中で仮に28年度法定外を繰り入れるということになりますと基金の残高というのが膨れ上がる、それと一般会計を圧迫するという部分がございますので、平成28年度につきましては法定外を繰り入れず、後に当初予算があるかと思うのですが、29年度の当初に組み替えたという形の中で28年度は法定外の繰り入れをしておりません。

以上です。

（竹田）ということは、法定外は繰り入れていない、広域化の問題もあるから難しいし、ちょっと私一般質問でしているものですから踏み込みませんけれども、でも逆に言えば昨年並みに法定外を繰り入れたとすると、当初に入れている部分もありますけれども、幾らになって、それが被保険者にどういうふうに還元できるかだけ、計算もししてあればのお答えで結構ですけれども、お答えできるかどうかだけ確認して。

（国保年金課長）法定外につきましては、先ほど広域化という部分もありましたので申し上げますと、鴻巣市の国民健康保険の基金の条例というのが前年度の剰余金の2分の1以上という部分と、あとは基金の利益という部分を積み立てるとというのがございます。また、取り崩しにつきましては保険給付費に限定されるという要因がありますので、将来的には30年の広域化に向けてこの部分については見直しが必要かと思えます。というのは、ほかの市町村につきましては剰余金の積み立て基準というのが原則ありません。幾ら以上積み立てるとか、もしくは基金はこれ以上だとかいう形で運用を図っているところであって、現在の鴻巣市の基金条例だと先ほど申し上げたとおり年度当初に11億という基金を積み立てるような形にもなりかねないので、今後これについて精査をする中で28年度については法定外を繰り入れないというような中で、29年度に組み替えるというような措置をさせていただいております。

以上です。

（竹田）最後になります。子どものための教育・保育給付費負担金と、

あと補助金がありますが…

(委員長) ページは幾つですか。

(竹田) ごめんなさい。12ページと13ページにそれぞれ県からと国から、子どものための教育・保育給付、これは公定価格として人勧に基づく公定価格分ですというふうなご説明でしたけれども、これはいわゆる民間の保育所に行く分だというふうな解釈でいいのかどうか確認したい。

(保育課長) はい、そのとおりでございます。

(竹田) ということは、人勧で、皆さんは12月1日で、4月に遡及されて支給されましたよね。そういうことでは、民間保育所は予算が通った後に各園に4月に遡及して支給されるという解釈でいいのかどうか。仮に皆さんと同じように12月に楽しみをつくってやっていますよということなのかどうか、ちょっとそのことを確認したいと思います。

(保育課長) 公定価格もまだ案の状態で示されているだけです、決まりましたらさかのぼって支給させていただきます。

以上です。

(竹田) ということは、人勧で0.2%だよ、0.23%だけ、上がったというふうに、ちょっと私の認識なのですが、その部分のいわゆる民間保育所の保育士さんたちに支給されるという解釈でいいのかどうか。対象者が何人かだけ最後教えてください。

(保育課長) こちらは、詳しいことは示されておりません、理由としてはそういう人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じた引き上げで、もともとの公定価格の表自体が変わるものですから、誰の分がどれだけというような、そういうことで示されているものではないので、ちょっと人数でということは申し上げられません。申しわけございません。

(加藤) 地域介護福祉空間の関係のロボットの関係なのですが…

(委員長) ページを。

(加藤) 20ページです。歳出のほうでいきますと20ページになります。先ほど質問がありまして、答弁もあったのですが、まずこれは国庫補助金で全然自主財源は出ていないというふうなことかと思うのですけれど

も、まず1つ確認なのです。先ほど8園だというふうなことで、馬室翔裕園とかたんぼぼ翔裕園、川里苑、ソレイユというのですか、なでしこ、さくらの里、あともう一点はどこでしたっけ。

(健康づくり部参事兼長寿いきがい課長) 川里苑ですか。もう一度申し上げます。翔裕園が3館ございます。鴻巣たんぼぼ翔裕園、それから馬室たんぼぼ翔裕園、あと上谷の翔裕園、それと川里苑、それとデイサービスのソレイユ燦燦、それから定期巡回のなでしこさん、それからデイサービス介護のさくらとさくらの里、これで8つになるろうかと思います。以上です。

(加藤) わかりました。翔裕園3園が入るということですね。それで、補正を組むということは既にもうこのロボットを使っている、この8園が既に使用しているのでしょうか。補正を組んでというのか。来年度であれば、それで来年度の当初予算に入れてするのかなと思うのですけれども、補正なので、その辺はまずどうなっているのですか。

(健康づくり部参事兼長寿いきがい課長) これが実は当初この補助金自体が国の27年度の補正予算でございまして、それが28年度に繰り越して今のタイミングになっているものでございます。当初補助の基準額が300万ということだったのですけれども、その関係で申し込みが殺到しまして、県のほうで急遽限度額を300万から92万7,000円という形に減らされました。それで、なおかつ同じ法人の事業所は1事業所だけというようなお話がありまして、再度6月の段階でもう一度計画を再提出していただくという形になりまして、最初第1弾として5つの事業所が決定になりまして、そのときにはじかれた同一法人の事業所について追加でまたこの11月に内示があったのですが、3園がまた追加になってきております。実際にロボットはまだ使っておりませんで、これから市のほうから決定通知を差し上げているのですけれども、今年度間に合うような形で事業所に買っていただくという形になります。

以上でございます。

(加藤) 先ほどのなでしこさんでは、センサーがついているような、そういうロボットでというふうな説明もあったかと思うのですけれども、

ロボットの種類というか、全く全てが同じロボットではないということですよね。先ほどそういうセンサーがついているとか、そういうものをなでしこさんでは使うというふうなことなのですけれども、そのほかにもうちちょっとロボットがどんなことが、何か重いものを持ち上げたりとかというふうな話もありましたけれども、実際人間がやるのでなくて、スイッチを入れてやるのでしょうけれども、どういった内容がこのロボットができるのですか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）もうちょっと細かく説明させていただきます。

種類といたしましては、介護者の体に装着をして、介護する方が持ち上げるときだとか移乗の際にマッスルスーツというか、補助をしてくれるスーツというものがございます。それが1種類。それから、あと実際に本人がいらっしゃるお部屋とかにセンサーを設置させていただいて、ベッドから離床したとか、あるいは心拍数と過呼吸とかがその場でわかるという見守り型の介護のロボットもございます。それと、あともう一つがコミュニケーションロボットといいまして、先ほどソフトバンクのペッパー君と言いましたけれども、そういうものを1つ入れまして、そこに介護専用のアプリをインストールして、そこで介護者にかわって入所されている方々とコミュニケーションをとるといようなロボットもございます。大まかに言いますと、だから見守りをするロボットと介助者のマッスルスーツ、動作を補助するものと、あとコミュニケーションロボットのペッパー君という形になります。その3種類かと思えます。以上でございます。

（加藤）まだ実際には使っていないというふうなことで、いろいろこういうものに使えるというふうなことになるかと思うのですが、何でそんなことを聞くかといいますと最初のころにできた特養とかはなくて、ちょっと時代が過ぎたときに施設の中で一番施設の職員さんたちが大変というのは人の体を上げたりとか何かするのが大変だということで、部屋ごとにリフトみたいなのをつけて、それにハンモックみたいな、そういうところにその人を乗せて、それを移動させてできるみたいな、そうい

うのを取りつけた施設が実際あって見学したことがあるのですけれども、その後実際そういうのを使っていますかというふうなことを聞いたときに、それをつけて人を乗せて動かして、そんな時間ととてもとてもできない、ほとんど使っていないというふうなことを聞いたことあるのです。こういういいものができたということで、最初は5園だったけれども、8園にふえたということでやるのはいいのですけれども、実際にそれがきちんと使われるようなことになるのですか。なると思いますか。とにかく何かをするのもやはり職員さん、ヘルパーさんなんか少ない中でばたばた、ばたばたと動かなければならないわけですが、そんな優雅に、さあ、自分にロボットをつけて重い人をこうやってやってなんて、そこまでのことができるのでしょうか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）実際に活用いただくという前提でお申し込みをいただいております。使う使わないということになりますと、そこまで私どもの目が行き届くかというとなかなか難しい面もございますけれども、まずは今回のメニューを見ていただいて、それぞれの業種でこれなら使える、活用できるのではないかとということでご申請をいただいておりますので、そこを見守っていきいたいというふうに考えています。いずれにしても、この介護ロボットに関しては今後どんどんますます普及してくると思います。ただ、国がそれに対して補助があるかどうかというのと、またそのタイミングもございまして、時期を逸してしまうとなかなか後が続かなくなってしまうかなというところもありますので、今回なるべく多くの事業所さんに声をかけてお願いをしたわけですが、例えばリフトなんかにつきましてもこのマッスルスーツを使うと随分持ち上げ、あと移送がスムーズにできると思いますので、それを使っていた上で今後の参考にしていただければというふうに考えております。

以上でございます。

（加藤）実際に使えば楽になるのは当然のことと思うのですけれども、先ほど申し上げましたようにリフトみたいなのをちゃんとそこへ準備をしてもなかなかそれを使うような、そういう時間がないというふうなこ

となので、これはやってみないとももちろんわからないわけですので、今ここで課長さんとどうしてもこうしてもしようがないことかと思うのですけれども、国の補助金とはいえ、やっぱり我々の税金が全てそこにかかっているわけですから、大いに活用していただければというふうに思っています。ここで話ししても仕方ないと思いますので。

次に、ちょっと飛んでしまうのかもしれないのですが、最後の27ページのところの南小の校舎の大規模改修と、あと南中の雨漏りの改修ですか、その辺について、これ入札執行によってそれが残だったという話ですけれども、大規模改修だったので、それなりの予算立てをしたのかなと思うのですが、3,700万も必要なかったというふうな結果になるわけです。そこで、私たち文福でまだ半分だけの工事のときに見学に行ったかと思うのですが、あと来年はこちらのほうをやりますよというふうなことを見てきた、南小学校ってあそこですよ。だと思いのですけれども、これだけの残金がある中でやろうと思ったことは全てもちろんできてということで、本当はもうちょっと……途中でお金がどのくらい残るからどうということはなかなか難しいのかもしれませんが、ここがもしお金が、これだけ一応予算組みしてもこれだけ余裕があるといえ、ここもちょっと何かをしたほうがよかったって、そんなことはなかったのですか。そういうのというのはどうなのでしょう。

(教育総務部副部長兼教育総務課長)南小の大規模改造工事については、当初予定した工事については一応予定どおり終わっております。南小の大規模改造工事については、当初予算が28年で工事費を当初2億9,000万ぐらい見込んだわけです。その中で、その当初予算については当然人件費だとか原材料費等の高騰分も見込んだ形での当初予算の計上だったので、実際に設計の段階だと2億7,500万弱程度、それで入札して、そこから2億4,300万ぐらいの実際の請負額ということで、実際落札自体も9割を切るような形での入札結果だったということがありますので、実際に当初予定した工事については全て完了はしております。以上です。

(加藤)では、ちょっと戻ってしまうのですけれども、ひなちゃん子育

て応援基金の関係ですけれども、先ほど答弁で予算がないと何かやろうと思ってもできないのでみたいな話があったかと思うのです。それで、これは今年度の新規事業としてスタートしたものでしたよね。ひなちゃん。前回だか前々回だか忘れましたがけれども、まだ全然何をしようというふうなことの目標が立てられていないというふうなことだったのですが、ここでまたこういうふうな積み立ての補正をするというふうなことがあるわけなのですが、何か見えてきているものがもしあるとしたら教えていただければと思うのですけれども。基金の運用で。

（こども未来課長）先ほどの積み立ての関係なのですけれども、予算がないと事業ができないということではなくて、予算がないと積み立てることができない、寄附金として歳入としてあった場合に歳出の予算がないと基金のほうに積み立てができないことになるので、事業ができないということではないです。要は寄附金が入りました。その寄附金に対して基金に積み立てるという部分の補正になりますので。先ほどのご質問は、今度はその積み立てた基金のお金をどう使っていくのかということだと思うのですけれども、それにつきましては現段階ではまだ決まっておられません。29年度早々に庁内の基金活用推進検討委員会を開きまして、そこである程度の案を見つけていくような形になっております。以上です。

（加藤）まだ予定はないということはわかりました。それで、歳出がないと基金として積み立てていくことができないという、そういうことなのですね。あえてここで……歳出がないとというふうなことは……

（委員長）加藤委員がどのページの質問をしたのかを最初に言っていなかったからではないですか。

（加藤）21ページのところですけれども、結局16ページに寄附金というふうな見込みの中でというふうなことで、ここへ歳入のところに計上されているわけですね。歳出のところで550万ということは、積立金として歳出をするという、そういうふうなことですね。わかりました。では、以上です。

（委員長）では、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 2 6 分)



(開議 午後 2 時 4 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、保育課長から発言を求められておりますので、許可いたします。

(保育課長) 先ほど潮田委員さんからご質問がありました幼稚園就園奨励費の対象児童の年齢別人数について申し上げます。

こちらは、4月から12月までの実績と1月から3月の見込みを合わせた数字になります。満3歳児が28人、3歳児が433人、4歳児が441人、5歳児が524人、合計で1,426人となります。

以上です。

(田中) では、何点か質問させてください。

まず、6ページの3です。民間保育所等施設整備事業なのですが、防犯灯とかフェンスとかという話だったと思うのですが、ほかの保育所とは小学校なんかと同じで防犯カメラとかは全部設置済みなのでしょうか。

(保育課長) 今回全ての事業所にこの補助金を使って整備するかどうかを2回にわたってお聞きしました。その結果が、必要のある整備をしたいというところが3園のみでありまして、整備を既にしてあるのかどうかというところまでは、申しわけありませんが、調べておりません。

以上です。

(田中) ということは、今の答弁ですとないところもあるのではないかなという解釈でよろしいわけですね。

(保育課長) 園のほうで必要がないというふうに見込んでいるのだと思います。

以上です。

(田中) 次に、一番下のところ、陸上競技場整備改修事業なのですが、3種認定に当たっての改修ということで、先ほどの潮田委員のほうの質問に対する答えだと、何かスターターとか、スタートのところの何かを修理するぐらいの話だけだったような気がしたのですけれども、250万で何年か前に、これ10年置きぐらいにたしかやると思うのだけれども、

何年か前に1桁ぐらい多いのでたしかやったと思うのですが、定期ではなくてちょっと壊れたというか、ふぐあいがあったのでそこだけを今回は修繕をするということによろしいのでしょうか。

(スポーツ健康課長) スタートの部分だけということではなくて、これ5年置きに更新があるのですけれども、そのたびに事前に合致しているかどうかの指導がございます。その繰り越し分は、工事費ということではなくて、工事、それから古くなった備品を入れかえるという、そういうものの設計の委託料でございます。別に平成29年度の予算のほうで工事費については計上させていただいております。

(田中) ということは、一応次に来年度やるということによろしいわけですね。

次に、20ページのところで、生活保護の中だったと思うのですが……

(生活保護だと23の声あり)

(田中) 済みません。のところでちょっとお聞きしたかったのですが、説明の中で鴻巣市の推計で世帯が550でしたっけ、人数が641人。ふえた分。それで、増減というか、減ということはまずないと思うのですが、今現況で一応雇用とかの関係はすごく改善されている状況だと思うのですが、そのふえたというのは高齢者関係の年金を未支給だったりなんかする方関係でそういう増加が見られるのかどうかということなのですが、その原因なのですが、それをわかりましたら教えていただきたいと思います。

(福祉こども部参事兼福祉課長) 平成28年の4月から1月までの生活保護の開始の決定件数でございますが、こちらが75件でございます。その内訳なのですが、一番多いのが預貯金の減少ということで、こちらが約80%ということなんです。次いで非稼働収入の減少ですとかがそういった理由になっております。ほとんどが預貯金で生活していて、苦しくなったので、それが尽きたので生活保護を申請してきたというふうな状況になっております。

以上です。

(田中) では、もう一点、今現状にある持ち家だったりしたら、それを

最終的に自分が亡くなるときに処分するとかといたら、それがリバースモーゲージというのだと思うのですけれども、そういうので鴻巣でそれを申請というか、やるよというような話になっている世帯というのはあるのでしょうか。

(福祉こども部参事兼福祉課長) 済みません。28年度にリバースモーゲージの実績があったかどうかについては、ちょっと手持ちに資料がございませんので、明日報告させていただきたいと思います。

(田中) 今ちょっとわからないということは、そういう話というのがパンフレットとかなりでそういう話を対象者らしきところに持っていったという実績もないというふうに判断してよろしいですか。そういう話というか、ご案内というか、そういうことはしたことがあるのでしょうか。

(福祉こども部長) リバースモーゲージに関しましては、ご相談があった折にその方の持っている土地とか家屋があった場合には具体的な相談に入っていきます。先ほど資産価値が500万円をラインに、それ以上の方については県社協がやっていたりリバースモーゲージの制度があるのですけれども、そこのご案内をして、そこでリバースモーゲージの手続をしていただいた上で生活保護になるというような整理です。実際に現在ケースワーカーのほうにご相談があった折にその選択というものをいろいろ選択しながら、ご本人とあわせて相談していくというような整理です。実際にリバースモーゲージの該当者数はそんなに数多いものではないので、評価のある土地、建物に住んでいる方でないといけないものですから、今手元で数件でしょうね、10件までいきません。統計をとっては……今までの例でいいますと本当に一、二件というところだと思いますが、大変申しわけないのですが、集計はとっていないかと思っておりますので、そういったことをご理解をお願いしたいと思います。

(田中) ただ、これから子どももいなくなってしまっていて資産はあるよと、ちょっと体が言うことを聞かなくなったと、費用がかかるわけですから、そういう話というのは当然ふえてくるかと思うので、その辺の準備というのではないのですけれども、そういう対応に対しては進めていったほうがいいのではないかと思うので、その辺の考え方をお聞かせください。

(福祉子ども部参事兼福祉課長) 生活保護を受けられるかどうかというのは、またその方の持っている資産、預貯金あるいは土地、家屋、そういったものの、あるいは扶養親族がいないかということもありますし、そういったところを全て調査しまして、該当になれば生活保護の適用になるわけですが、リバースモーゲージの話先ほど出ていますけれども、その方がそこにずっと住んでいたいかどうかということの意味もあると思います。いよいよになって体が動かなくなって、高専賃といえますか、高齢者専用住宅ですか、そちらのほうに移ったほうが本人の生活も楽になるというようなことであれば持っている財産を処分していただいて、それを活用して資産のあるうちはそれで生活していただくと。資産がなくなっていよいよ困った場合については、生活保護の申請ということはあると思います。

以上です。

(田中) 今生活保護の資産のことでリバースモーゲージですか、した場合に最終的に窓口というのは市が入ると思うので、亡くなったときの最後の清算のときというのは当然相続人がいないようなときになると思うのですが、その優先順位というのは多分あると思うのですが、その辺は市は当然負担した部分はまずとれるのか、全部国に行ってしまうのかというのは、その辺は調べてあるのですか。

(福祉子ども部参事兼福祉課長) リバースモーゲージの制度でございませうけれども、こちら民間の銀行等、そういったところを利用するリバースモーゲージもあれば、生活保護の適用になった方につきましては県社協の事業ということで市の社会福祉協議会のほうにご相談いただいでご利用いただくという2つの方法があると思います。どちらを利用するかについてはご本人の選択と、あとその方の資産の状況によって変わってくるかと思いますが、生活保護のほうを利用された場合については当然財産が処分できた場合については処分できたところで、本人の方がお亡くなりになった時点で生活保護費に充当させていただくということになります。

以上です。

(田中) ちょっと時間があれなので、最後の質問をさせていただきます。先ほど何とか空間のあれで、ページが………けれども、介護ロボットとかのがあったと思うのですが、20でしたっけ。いいですか。ちょっとページ見つからないのですけれども。

(20ページの一番下の声あり)

(田中) 済みません。地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金です。ここでちょっとお聞きしたかったのですけれども、さっき見守りのロボットのような話ししていたのですけれども、前に私高齢者のそういう施設へ行ったときにもうあらかじめ部屋の中に8時間だか10時間だか動きがなかった場合に自動的にセンターに連絡してくるよとか、もう火が出たら、全部そういうのが設置して、ロボットではなくて普通の、お風呂のスイッチではないけれども、そんなようなのがあって、全部動きを見ている、どこかでぴっととまって、寝ている場合もあるから時間の設定があるのですけれども、そういうのが事前にあるということだったので、ここで出てきた見守りというのはどういったロボットというか、設備のかなと思ひまして、最後にちょっと聞かせていただきたいのですが。

(健康づくり部参事兼長寿いきがい課長) 今回のロボットなのですけれども、基本的には市販されているものが補助対象になりますので、施設によってはもしかすると同じようなものを導入されているところもあるかと思ひます。どういう見守りかといいますと、例えばアームズ介護という見守りなのですけれども、これはベッドから離れたところ、例えば事務所というところでその人の心拍や呼吸あるいは体の動き、ベッドからおりたかおりないかというところをセンサーで感じ取れるというような形になっています。これももう既についているところもあるのかもしれません。今回それが補助対象になりますよということで申し込みをいただいたということですのでございます。物としては同じようなもののかなと考えます。

以上です。

(田中) 以上で終わります。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第14号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成29年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めますが、委員の中から早口で聞き取りにくいとか、そういう声もありましたので、わかりやすく説明をしていただくことで質問の時間節約にもなっていくかと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時03分)

◇

(開議 午後4時20分)

(委員長) では、休憩前に続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤) では、時間もないし、ページ数も多いので、簡単に、余り中に入り込まないで質問していきたいと思っております。

まず、137ページの社会福祉協議会運営の補助金なのですけれども、これは毎年もちろんやっているのですけれども、ここにいろんな事業を委託するような形でやっているかと思うのです。新しい新規事業というふうなことでやっているかと思うのですが、今ここの職員体制、正職員の人数は何人ですか、社協の。

（福祉子ども部参事兼福祉課長）28年の4月1日現在で正職員が29名、準職員が99名で、合計で128名、そのうちこちらの補助金の対象となっている職員でございますが、役員報酬で1名、こちら会長分です。それと、正規職員が8名、準職員が6名という状況になっております。

以上です。

（加藤）正職員が29名とおっしゃいましたよね。会長1名と何かと今、数字が正職の人との人数が合わないのですけれども、これはいろんな指定管理とか何かと、そっちのほうの関係で補助になっているということですね。指定管理料として。

（福祉子ども部参事兼福祉課長）はい、おっしゃるとおりでございます。

（加藤）28年度がそうだとしたことなのですが、28年度から今まさに、私も一般質問でやっているから中身はいいのですけれども、市民後見人とか新しい事業を委託していますけれども、それに対して職員増になったのですか。

（福祉子ども部参事兼福祉課長）社会福祉協議会のことですので、こちらはちょっと答弁はどうかと思いますけれども、社会福祉協議会のほうで新規の正職員を28年度に2名雇用したと聞いております。

以上です。

（加藤）では、次へ行きます。

145ページなのですが、13委託料の中で障がい者用の送迎自動車貸し出し委託料とありますけれども、これは障がい者用ということで高齢者の方のベッドの何ですかね。というのは、今移送サービスって社協のほうでやったりする中で、鴻巣は車だけを貸与するというふうなことでやっている事業もあるかと思うのですが、それとは全く別で障がい者用の貸し出しするために委託をどこかにしているということの理解でよろしいの

ですか。

（福祉子ども部参事兼福祉課長）こちら障がい者用の送迎自動車貸し出し事業につきましては、在宅の障がい者等で常時移動の手段として車椅子を利用している方、または外出の際に車椅子を利用している方に対して障がい者及び介護者の生活の便宜を図るための事業ということですので、高齢者の方も車椅子を利用しているということであれば、こちらの事業は利用できるかと……社会福祉協議会に委託している事業でございます。

（加藤）ということは、送迎用に車を貸し出しているだけではなくて、事業として委託しているけれども、内容的にはどういう内容でやっているということなのですか。

（福祉子ども部参事兼福祉課長）こちら車のほうが社会福祉協議会のほうに車椅子ごと送迎できる、車椅子ごと乗れる車が用意してありますので、そちらを乗った距離数に応じてご負担いただきますと利用できるということですので、社会福祉協議会のほうに利用する場合は申請するという形になっております。

（加藤）では、いわゆる社協でやっている事業としては移送サービスというふうなことで事業でやっている内容とイコールなのですか。それとはまた別ですか。

（福祉子ども部参事兼福祉課長）福祉有償運送事業とか事業所がやっている事業がありますけれども、それとはまた別でご家族で運転できる方がいらっしゃいましたらそういう方に貸し出しをするという事業になっております。

以上です。

（加藤）貸し出し用の借りるほうとしては、料金的なものは必要ないのでしょうか。

（福祉子ども部参事兼福祉課長）送迎自動車の使用料につきましては無料なのですが、ガソリン代といたしまして1キロ当たり10円をいただいているという状況です。

以上です。

(加藤) 次へ行きます。

151ページの13委託料の中の手話通訳と、あと要約筆記者派遣の委託なのですけれども、通訳と要約筆記者の予算が全然違いますよね。大体いろんな講演とかするときには必ず手話通訳の方がいらっしゃいますが、要約筆記者というのは余り見かけません。この前の自殺対策でしたっけ、そのときには見かけましたが、これはどういったときに、市のほうでこのときには要約の方もお願いするという形なのですか。

(福祉こども部参事兼福祉課長) 要約筆記につきましては中等失聴者でしょうか、生まれながらの耳の聞こえないということではなくて、ある程度年代、40代、50代になってきてからの失聴だったりしますと手話が使えない、わからないという方がいらっしゃいますので、そういった方につきましては要約筆記者派遣委託料、こういったものをご利用いただいているという状況です。

(加藤) では、そこに参加される方がどういう聴覚障がいの方かというふうなことがわかった中で、要約の方をお願いするという形になるのですか。

(福祉こども部参事兼福祉課長) こちらにつきましては、中等失聴者の方が要約筆記を福祉課のほうに依頼しますとそういった方を派遣しているという状況になっております。

以上です。

(加藤) 次、153ページのシルバー人材センターの助成事業なのですが、先ほど説明で735名の会員でというふうな話がありました。だんだんと年齢ももっと高齢になってやめていっているという人もたくさんいらっしゃると思うのですが、逆に団塊の世代の方が定年退職してたくさん人材もいらっしゃると思うのです。いつときは1,000人を超えるか超えないかの人数がいたかと思うのですが、その辺ただ助成をするということだけではなくて、やっぱり公共的な公共施設とか、そういうところの仕事の依頼というか、これは行政のほうから、そういうものとかのいろんな登録しても仕事がないとなると登録してもやめてしまうということもあるかと思うのですが、会員の減になっている要因って何か感じているとこ

ろってありますか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長） 勧誘につきましては、今ちょっと手元に平成20年のころの資料がございますけれども、そのとき926名ということで、それが昨年、27年3月末で735名、28年3月で735名とほぼ700前半というところで推移をしているところでございます。基本的には団塊の世代の方の話も出ましたけれども、自分の時間を大切にする方が多くてなかなかシルバーに登録されるという方が少ないような状況は感触としてはございます。例えば例をとりますと、老人クラブなんかでも高齢者はふえているのですけれども、なかなかそこにご加入いただけないと、そういうようなことでどうしても自分の余暇を楽しみつつ、在職中はできなかったことをやっていくという方がふえてきているのかなという感触でございます。

以上です。

（加藤） 人材センターの理事長さんは一般人ですよ。こういう補助をするに当たって、県の補助金が幾らに対して市のほうの補助は幾らにしなければいけないとか、そういう何かあるというふうに聞いているのですが、シルバー人材センターの事業内容として、実際は吹上で新しく立ち上げた子育て支援的なそういう事業などを始めたにもかかわらず、2年、3年した中で一件もそういう需要がなかったというふうなことを数年前に聞いたことがあるのですが、助成をしている中で行政からもせっかくいい事業をスタートしたりして、そういうふうな事業で衰退してしまっているというふうな内容もあるというふうに私も聞いているというか、はっきり見ていることがあります。そういう中で、ある程度人材活用をするがためのそういった指導的なものというのは、行政からはできないのですか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長） なかなか行政のほうから指導するというのは難しい部分があります。なかなか会員が集まらない中で行政としてできるものは何だろうということで、年に1度ですけれども、会員の募集の周知ですとか、あとはシルバーでやっていることの周知を含めた回覧というか、戸別配布をしているというところが現状でござい

ます。

以上でございます。

(加藤) 次、ちょっと前のページに戻ってしまおうのですが、149ページの一番下のところの扶助費の関係で、補装具給付費ということで1,600万ですか。補装具給付費ですることはもちろんいいのですけれども、一回補装具をつけてそのものが何年か使えるわけですよ。そういう中で1,600万というのはどのぐらいの新しい方に装着するがための予算取りなのかをちょっとお聞きしたいのですけれども。

(福祉こども部参事兼福祉課長) 障がい者の補装具給付費でございますけれども、こちら金額が高いものから安いものまで、やはりさまざまあります。高いものと車椅子で固定の装具というか、ついているものと、ストレッチャータイプみたいなあいつたタイプですと七、八十万円ぐらい新品でしますし、また安い補装具ですと盲人用の白杖ですか、白いつえがございますね、そちらですと5,000円以下で買えるような状況ですので、金額で何人分ということちょっと算定はできませんけれども、また件数にいたしまして平成27年度の実績ですと187件で1,585万という実績がございます。あと、耐用年数がございますので、それぞれ車椅子は車椅子の耐用年数とか、補装具の耐用年数と違って、補装具ごとにそういった耐用年数が異なりますので、耐用年数を過ぎて長く使われる方もいらっしゃいますし、あるいは耐用年数未満で壊れてしまって交換に新しいものを申請される方もいらっしゃいます。状況としてはさまざまな場合がございます。

以上です。

(加藤) 183ページの一番下の委託料の中の家庭保育室運営云々というのですけれども、先ほど家庭保育室ゼロになったというふうなことがあったかと思うのですが、これは風の街でやっているあそこは家庭保育室ですよ。やっていたのは。あれも小規模に変わったのですか。それともそのままの。金額的には大したことはないのですけれども、あそこはどういうふうなものですか。

(保育課長) 吹上にあります風の街につきましては、もう既に小規模保

育事業に変わっておりまして、昨年度たかいたかい保育園さんが移行しまして、それで全ての家庭保育室さんが小規模のほうに移行が終了したということになります。

以上です。

（加藤）ここに計上されている分というのは、ではこれはどういった内容なのですか。

（保育課長）こちらの計上されている金額につきましては、管外の家庭保育室に通うお子さんの分でございます。

以上です。

（加藤）次のページの185ページですけれども、病児保育事業で、これも本当にとてもいい事業だというふうに認識しているのですけれども、たしか1日3人か何かの受け入れ、4人でしたか、受け入れ態勢というふうなことでやっているかと思うのですが、これって希望すれば大体預かっていただけるというふうな状況での運営になっていきますか。

（保育課長）今までに希望して預かってもらえなかったというようなお話はこちらのほうでは聞いておりませんので、皆さん希望して預かってもらえているものと思います。

以上です。

（加藤）次、187ページに行きます。

187ページの中で、ここだけではなくていろんな保育所の管理運営事業の中で、嘱託医報酬2人分というのがそれぞれの保育所に全部22万5,000円ということで何カ所も計上されているのですけれども、これはみんなそれぞれの保育所で先生も違い、それぞれのところでそういうふうに嘱託医ということをお願いしているということによろしいのでしょうか。

（保育課長）全ての保育所でそれぞれの内科医と歯科医のほうをお願いしております。別々の方ということになります。

以上です。

（加藤）お医者さんって何人の方ぐらいに、1人が必ず1園ということではなくて、例えば2園を預かるとか、何か嘱託医として行っているというふうなことなのか。何人ぐらいのお医者さん、あと歯医者さんですか、

行っているということになるのですか。

（保育課長）全て違う方を頼んでおります。（委員会 2 日目 3 月 3 日  
会議録 P 1 に訂正あり）

以上です。

（加藤）次に行きます。

221ページのがん検診事業の関係ですけれども、今の目標はちょっと……  
……でも私も忘れてしまったのですけれども、新年度のがん検診の受診率  
目標はどのぐらいというふうに考えた予算計上でしょうか。

（健康づくり課長）受診率目標ということですが、なかなかちょ  
っと難しいご質問でして、受診率目標を立てて予算組みをしているわけ  
ではなくて、少なくとも前年並みの受診率は確保したいというのは考え  
ているところですので、例えば80%とか70%とか、そういうところを目  
標にしているわけなく、もちろん前年より向上するのは一番いいという  
ふうには思っておりますけれども、対象人数はそのまま、予算組みの対  
象人数というのはマックスで考えておりますけれども。

（加藤）国保のほうで今大体受診率が何%だけれども、国の目標が何%  
で、鴻巣市としてのパーセントはどのぐらいというふうな、そういうこ  
とを聞いたことがありますよね。そういう中で予算計上をするに当たっ  
て、本人負担はあるものの市の負担ももちろんあるわけですから、そう  
いう中で予算計上するのかなと思いましたので、どのぐらいのパーセン  
テージを考えているのかなというふうにしてお聞きしたのですけれど  
も。

（健康づくり課長）繰り返しになりますけれども、もちろん全員が受け  
ていただける、そういう目標はもちろんありながら、なかなか現実には難  
しいところでありまして、予算のとり方としましては最大限の人数で考  
えております。

（加藤）では、次へ行きます。

239ページのこうのとりの助成金事業なのですが、来年度は新しく不妊検査  
費用を助成するという事で一つプラスになっていいというふうに思う  
のですけれども、上限1回で2万円というふうなことなのだけれども、

夫婦ということは夫婦一人一人が検査ができるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

（健康づくり課長）妻年齢はまず43歳未満という一つの条件がありまして、最近の不妊治療としましては男性の不妊治療もありますので、両方の検査で、両方で1回2万円ということです。

以上です。

（加藤）両方で1回2万円ということなのですね。このこうのとりの助成金、今回は不妊検査費が入るわけですけれども、今までも不妊治療のほうに補助していましたよね。それこそ最初10万円ということで補助していたと思うのですが、いつも紙おむつの支給が云々とか、21年のときでしたっけ、それが9万円というふうに減額されてしまったと思うのです。せっかくこういうところに2万円をまた出すというふうなことであれば、検査した結果治療をするということになれば、せっかく10万円ということで補助していたものを減額してしまうなんていうことはちょっと逆行して、片方はよくても片方は逆行するような形になっているのだと思うのですが、その辺のまたもとに、1万円下げたことで、もっと上げろとは言いませんが、またもとに戻すというふうな考えはないのでしょうか。

（健康づくり課長）ご質問のこのとりの交付金につきましては、確かに平成21年のときの財政の非常事態宣言のときに10万円から9万円に下がっております。現在確かにこの2万円というのも検査費で2万円ということ踏まえまして、要綱の改正を今検討しているところです。その要綱の改正というのは、9万円から10万円にまたもとに戻すことができればいいなということで今検討しているところですので、前向きな考え方で今行っているところです。

以上です。

（加藤）やっぱり少子化対策の中でせっかく新しい事業をするわけですから、ぜひともそのように考えていただければというふうに前向きに考えていただきたいというふうに思います。

次に、321ページ、教育委員会のほうに行きます。下のほうの特色ある学

校づくり事業というふうなことで395万なのですけれども、これはどこか学校を指定しての特色あるというふうなことでなくて、全校に平均に予算を出して特色ある事業をなさいと、そういう内容なのでしょうか。

（学校支援課長）特色ある事業の補助金につきましては、基本的には全校に配置しておりますが、一律ではなくて傾斜配分になっております。以上です。

（加藤）これは、毎年多分計上していますよね。その成果というのは何か、これは本当に特色ある学校になっているなというふうな、そういうものというのはあるのでしょうか。検証しているのでしょうか。

（学校支援課長）特色ある学校の中には、小学校で例えば蛍の飼育をしている学校、菊づくりをしている学校、L I Eといって新聞を活用している学校などなど、かなり特色のある教育活動を展開している学校が出てきております。

以上でございます。

（加藤）次の325ページなのですが、放課後子ども教室の関係なのですが、今度1校ふやして13校になるというふうなことですよね。ここにコーディネーター謝礼と学習アドバイザー謝礼というふうに別途項目があるのですけれども、コーディネーター謝礼というのはわかるのですが、学習アドバイザー謝礼というのは放課後子ども教室の中でのどういう形での、学習アドバイザーという方はどういったことなののでしょうか。

（教育支援センター所長）放課後子ども教室は、当初から授業を始める前に学習をちょっとさせようという、そういうところから算数とか国語とか宿題をやらせるとか、そういうところを考慮しております、そこから学習関係を教えてもらえる指導員ということで学習アドバイザーということになっております。

以上です。

（加藤）私が見ている限りで、私12校見ているわけではありませんが、知っている範囲の中でやっていますのは、学年によってそこに全員がそろろうということはなかなか時間帯が違うからではないですか。1年生とか2年生というのは早くに終わったりすると、放課後子ども教室に

いて、そこでではみんな宿題やってしまいなみたいな形で宿題をやったりしていることがあるわけです。その日に、ではきょうは料理をするだとか、スポーツをするとかというふうなことがみんな子どもたちがそろってからやる。それまでの時間宿題をやったりとかというふうなことをしているというのは聞いています。それを指導している人たちというのは、特に学習アドバイザーって専門的なそういう人がやっているというふうには聞いていないのです。学校によってももちろん違うのでしょうけれども、少なくとも私は地域の小学校を見ている中ではそこに本当に宿題やったりとかというふうなことで、わからなければそこにいる人に聞いているのかもしれませんが、学習アドバイザー的な謝礼というふうに別途計上されている内容がちょっと理解できないのですけれども、その辺各学校に予算を配分するときに学習アドバイザーの人には幾ら、普通にスポーツだとか何かやる人は幾らって、指導員の人とそういうふうに分けてやっているのですか。

（教育支援センター所長）こちらの予算書のほうにも入っておりますように、コーディネーターの謝礼というのは統括する方ということで、1時間1,000円ということで謝礼を出しております。ただ、学習アドバイザー指導員謝礼、あとは指導員謝礼、安全管理員という方については一律本当に気持ちというところで1時間500円ということで設定をさせていただいておりますので、この名目については先ほど申しましたように当初は学習をやってもらう方ということで学習アドバイザーとか、そういう名前をつけてはおりますけれども、現状では議員さんがおっしゃるように学習に特化しているかというところとそうでもない方もおります。ただ、そういう中で各学校によってそれぞれ名前のつけ方、役割の仕方は全部違います。本当に先生を退職されてやっている方もおるし、地域の方が自分は算数が得意だよといってやってもらっている方もおります。そういう中で各学校で実行委員会の中でどういう役割をするかというのは決めていただいておりますので、何が何でも学習とかという、そういう決め方はしていないと、あくまでもボランティアさんなので、そこは中で皆さんがやりやすいようにやっていただいているというところがございます。

す。

以上です。

（加藤）次へ行きます。

327ページの地域人材活用事業なのですけれども、ここにゲストティーチャー謝礼とかあります。説明によりまして、部活とか直接の教務的な、そういう方の謝礼というふうなことですけれども、これどのぐらい、例えば直接勉強的に地域人材の方をお願いしている人が今鴻巣で何人いて、部活のことでいろいろお願いしている人が今何人いますか。

（学校支援課長）部活動でよろしいでしょうか。

（加藤）だから両方。

（学校支援課長）大学生ボランティアと部活動ということ。

（加藤）放課後とか、朝練もそうかもしれないのですけれども、そういうところに部活で地域の方をお願いしている方もいらっしゃるではないですか。あと、直接授業の中でもゲストティーチャーという形でお願いしている方もいる。だから、部活だけでなく、部活が何人で、こっちが何人と、そういう数字がわかりましたら。

（学校支援課長）部活動の外部指導者につきましては、48名外部指導者が現在入っております。運動部でございます。運動部のゲストティーチャーが48名でございます。運動部の外部指導者が48名でございます。訂正させていただきます。それと、各学校にゲストティーチャーがどのくらい入っているかということなのですけれども、今私の手元ですと延べの人数になってしまいますが、延べで小学校507名、中学校109名、合計616名入っております。（委員会2日目 3月3日会議録P1に訂正あり）

以上でございます。

（加藤）随分ゲストティーチャーということに入っているのですけれども、地域の方ということでもいいことだと思うのですが、ではこの件についてはいいです。

とりあえず終わりにします。

（委員長）まだあるかとは思いますが、時間ですので、本日の審査はこ

の程度にとどめ、散会といたします。

あすは午前 9 時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後 4 時 5 1 分)